

か、文字を消すためのケズリの痕跡は観察できなかった。下端は、下から木簡の短辺と平行に五・五^{mm}ほど刃物が入っている。この行為がどの段階で行われたかは表面の観察からは不明であるが、最初の段階の木簡の裏面に書かれた文字を消すための廃棄行為であった可能性があらう。

本水田対応層には転用品は存在しない。

(二) 第四水田対応層出土木簡の様相

第四水田対応層段階では一五号(図46)、二六号(図46)、三六号(図43)に習書が見られ、二六号、三九号(図46)が転用品にあたる。二六号は下半部の文字をケズリで消した後には習書が行われている。また、その面を台形の断面の長辺側にして琴形木製品に転用している。本来記されていた文字は音孔と推測される中央部の穴で切られているが、習書と転用する際の加工には切り合い関係がないため、習書が転用行為に先行するかどうかは不明である。これに対し、三六号は「九」の字の習書を行う前の文字を消したケズリの痕跡が見えない。

この他に転用、習書に関わる木簡に棒状の形態を有するものがある。これらは木簡の両側面もしくは片側面をサキもしくはキリによって切断しているもので、第四水田対応層では一四号、一七号、四五号(図44)、第三水田対応層では二二号(図55)が該当する。一七号は単絶に文字を切る形で両側部に二次的なキリを施したのだが、四五号は両側縁のサキが行われているものの文字はほとんど切られていない。一方、一四号は一端のみを二次的に割き、棒状になった木簡の幅にあわせて文字を書き込んでいる。また二二号は両側縁を割いた後に下端を削り、杭先状に加工している。今回は便宜的に、両側縁を欠いているもののみを転用とみなし、片側縁のみの切断は廃棄行為とみなしている。ただし、何れも元の木簡はかなり厚い材で、かつ完全な柱目材もしくは板目材のみが選択されていること、同様な形態のものに二二号のように明瞭な再加工がなされている

ものが認められることから、本来このような棒状のもの多くは断面四角形を意識した転用であった可能性も考えられる。

(三) 第三水田対応層出土木簡の様相

第三水田対応層出土木簡のうち習書のあるものは八七号(図51)、一〇一号(図50)、一一五号(図55)、一二六号(図54)、二一七号(図版39)である。このうち八七号、一一五号、一二六号は片面が全て習書とされている。一方、一〇一号、一一五号は一部にのみ習書が行われている。中でも一一五号は木簡両側面のサキ、表面の「東」の字の左と裏面のほぼ同様の位置で刃物を入れてのキリ・オリ、裏面最下部の□の左方から刃物を入れての斜め方向のキリ、そのキリと約四五度の角度をなす縦方向のサキが行われている。表の習書は表面にカットグラス状ケズリを行った後に行われているが、前述の縦方向のサキによって文字が欠損していることから、これより前の何れかの段階に行われていることになる。裏面の習書は前述の両側面のサキと縦方向のサキによって文字が欠損しているため、それ以前の段階に行われていることが解る。また本木簡裏面には右上から左下方向に刃物を入れた痕跡が明確に残っている。

第三水田対応層出土木簡のうち転用品と推定されるものは五四号(図54)、六〇号(図54)、六二号(図50)、七一号(図55)、九三号(図54)、九四号(図版31)、九五号(図54)、一〇二号(図55)、一〇五号(図51)、二二二号(図55)である。

このうち六〇号には、二次的に複雑なキリ(図60)が行われている。上端は①のように長軸方向と表面に直交する方向に刃物を入れ、直角三角形の部分を取り去られている。下端は上端と同様に長軸方向と表面に直交する方向に刃物が入られているため、上端と対象になるように三角形の部分を取り去ろうとしたと推定できる(図54の六〇号の断面図参照)。ただしその段階で本来残すべき残りの平坦部まで割れてしまったらしい(②)。

この「三角形部分の除去」行為は、現状では類例が見つからないものの、他の何らかの木製品への転用の途中と推測することは不可能ではない。ただ、除去された部分の対照性や位置から、むしろ木簡に対して何か特殊な意味を与える行為（例えばマキングのようなもの）が行われたと解釈することも可能ではないかと考えられる。類例を待ち、検討してゆきたい。

六二号と七一号は二次的なキリによって下端に急角度の稜が形成されているため、転用品として分類している。しかし、特に七一号はその後に、左端に上から刃物を入れてのサキが行われている。また、表下端の右端から五片目の部分も下から刃物を入れての可能性がある。これはかなり入念な廃棄行為といえよう。このことから七一号下端の急角度の稜の形成は、転用行為である可能性とともに廃棄行為である可能性も考えられる。

これに対し一〇五号（図51）は、欠損した下半部が左右の調整を行っている上半部よりも広くなっているため、本来の木簡を圭頭形の木簡に二次的に加工する途中とみなされる。ただし圭頭部分の形状は特異で、圭頭部を形成する左右の片それぞれに稜がついている。この他五四号は二次的に斜め方向に穿孔され、九三号は側縁が弧状に再加工され、一〇二号は上下端が明瞭な複数の稜をもつ小札状に再加工されている。現状では何れの用

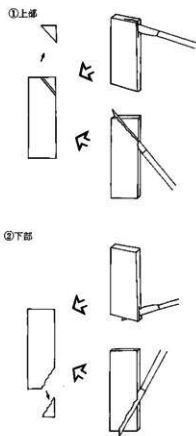


図60 60号木簡の二次的な改造

途も不明である。一方、九五号は琴柱に再加工されている。

転用品としたものには、このように現状では用途が比較的明瞭であるものの他に、用途が不明確なもの、廃棄行為である可能性があるもの、木簡への特異な行為の結果、特徴的な加工が残った可能性のあるものも含まれている。

二 木簡の廃棄方法

(一) 郡符木簡の廃棄方法（図61）

厩代遺跡群出土木簡のうち最も入念に、使用後の切断が行われているのは一四四号の郡符木簡である。まず、宛所を記した頭部分に裏面左側から刃物を入れ、上からのサキと組み合わせて五分の一破片が切り取られる。さらに刃物を入れて二片目のキリ・オリがなされ、最後に「厩代郷長」部分がキリ・オリされる①。上部の処理の後に再び「里」部分に刃物を入れて縦方向のサキが行われる②。下端はやはり裏面から刃物を入れてキリ・オリされる。ただしこの行為は②には先行するものの、①とどのような関係にあるかは不明である。特に①で取り去られた破片および②で割かれた破片が木簡の元の位置に近い状態で出土したのに対し、この下半部が検出されていないことは、廃棄方法を考える上で今後の課題である。またこれらの破片がほぼ原位置を保って出土した背景として、順番に刃物が入られたものの、オリ取られることが無いまま廃棄された可能性を考慮しなくてはならない。

一六号の郡符木簡は一四四号とは逆に、表面（宛所を記した面）から刃物を入れてのキリ・オリによって宛所部分の下方及び命令内容が消されている（図43）。また、表面には刃物を移動させたことによって生じたと思われる平行線をともなうカットグラス状ケズリが見られる。このカットグラス状ケズリは、その部分の文字が薄くなっていることから、やはり文字

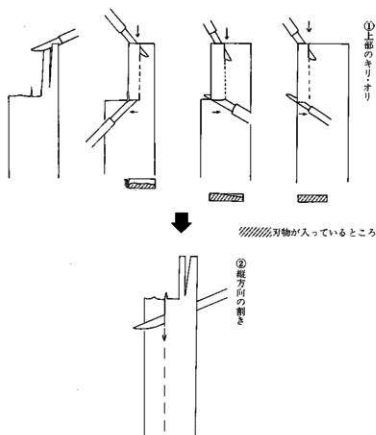


図61 郡符木簡の廃棄行程

れている。まず裏面の下から上に向かってのカットグラス状ケズリによって文字が消され、反対方向からの習書、裏面から木簡の短軸方向に刃物を入れ、命令内容を消すためのキリ・オリ(①)という二つの作業が行われる。これらの前後関係は不明である。次に、縦方向に二片に分割される(②)。裏面の習書の右側の文字は縦方向の分割によって欠けているため、①が②に先行することは確実である。最後に、「致」以下に残存していた文字を消そうとしたのか、下へ向けてのケズリが施される。(③)

ここでも郡符木簡と同様に、二次的に木簡に刃物を入れる廃棄行為が行われたことが明らかになった。

(三) その他の木簡の廃棄方法(図63参照)

郡符木簡、国符木簡以外にも二次的な刃物の痕跡を持つ木簡が存在する。

図40から56の、転用品を除いた木簡の実測図中には、平坦部が観察できるため刃物を入れたと推測される位置を^②で示している。第五水田対応層では二号(図40)に表から刃物をいれたのキリ・オリが見られ、その他九号にも表裏面の下端に斜めに刃物を入れた跡がある。

第四水田対応層では全体の三割の一点に長軸に直交または斜交する方向の二次的な切断痕跡が認められる。中でも特にキリ・オリが目立つ(二五号、一六号、二二号、二五号、三六号、四〇号)。刃物は文字の無い面から入れられる場合が多い。長軸に直交する方向のキリ・オリと表面のハギトリ状ケズリもしくはカットグラス状ケズリを組み合わせた方法はこのうち一五号、一六号、二二号でみられる。現状ではこのような組み合わせは第四水田対応層の出土木簡のみに限られる。^③

第三水田対応層でも二〇点の木簡に長軸に直交もしくは斜交する方向の二次的な切断痕跡が認められる。中でも特に、複数稜形の木簡である八八

を消すためのものであった可能性がある。六一号(図53)の郡符木簡は、「長」を切断する位置に表裏両面から、下端は表面から刃物を入れてキリ・オリを行い、左側面はさらに上から刃物を入れてキリを行っている。この部分が一一四号のように、入念に何回かにわたって切断された大型の木簡の、中央の部分である可能性もあろう。

以上、郡符木簡は例外なく切断による廃棄行為が施されている。

(二) 国符木簡の廃棄方法(図62)

「更科郡司等」に宛てた国符木簡である一五号にも複雑な廃棄行為がなさ

第二節 木簡の転用・廃棄方法

	第1層	第2層	第3層	第4層	第5層	第6層	第7層	第8層	第9層	第10層	第11層	第12層	第13層	第14層	第15層	第16層	第17層	第18層	第19層	第20層	木簡数
第5層 水田対応層	○	○																			1 1 1
第4層 水田対応層	○	○																			1 1 2 1 2 1 3 5 1
	○	○																			
	○	○																			
	○	○																			
	○	○																			
第3層 水田対応層	○	○																			1 1 9 2 1 1 2 3 2 1
	○	○																			
	○	○																			
	○	○																			
	○	○																			
第2層 水田対応層	○	○																			1 1
計	6	22	3	7	12	5	2	1	1	12	4										44

※上下端部と左右両側裏のみについて記し、中間部は除外。
 ※裏面は、刃物を入れたと推定される平直部が観察できるもののみをカウント。

図 63 木簡の廃棄行為

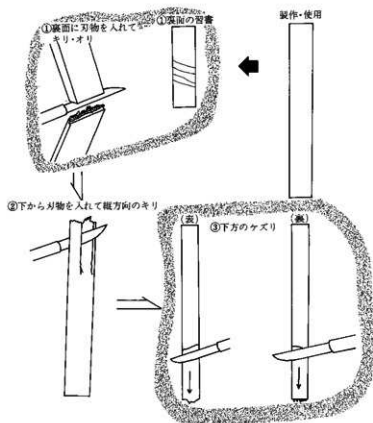


図 62 国符木簡の廃棄行程

号と一〇一号は、二カ所にわたって短軸方向にキリ・オリがなされている(図50)。また先に述べたように一一五号にも顕著なキリと刃物の痕跡が見られる。内容上付札と推定されるものは完形もしくは欠損して出土するものが多いが(図52)、一〇八号と一一〇号は長軸と直交方向に下端をキリ、もしくはキリ・オリしている例外である。文書木簡には再利用を防止するための廃棄行為を行う必要があるが、貫進物に付ける付札はそのような必要が無かったであろうか。裏面に習書がなされている一一六号、一一七号にも明確なキリの痕跡が残っている。習書木簡への廃棄行為は特異な観があるが、「国符木簡」の裏面では習書後に、下端に残存していた命令内容がケズリによって消されている。このことから、習書前の文字の消去のために、習書後に廃棄行為が再度なされたという可能性も考えられよう。廃棄にはこの他に力によって折り取る行為があったと思われるが、現時点では欠損と峻別できない。

三 小結

郡符木簡、国符木簡には廃棄行為が行われた結果、キリ、キリ・オリ、ケズリ、サキの痕跡が残ったと仮定すれば、その他の木簡の多くに見られる、転用、習書を目的とした一次的な諸技法の痕跡も廃棄行為の結果生じたものと判断されよう。ただしその中には、単に刃物の切れ味を試しただけのものや、廃棄後土中に埋まっている間に侵食によって、木目に沿って幾何学的に割れた破片など、廃棄行為とは一概に断言し得ないものもあると思われる。郡符木簡、国符木簡で観察できた廃棄行為の組み合わせを参考に、慎重に認定していくべきであろう。

また、逆に従来用途不明木製品への転用とされているものの中に、特徴的な廃棄行為を意味するものもあるかもしれない。特に屢代遺跡群出土木簡では三号の下端のように製作時の技法と認定される端部の斜めの面取り

調整、七一号に代表されるような急角度の破の作り出しなどは、二次的にそのような改変が行われる前の木簡の内容を比較検討しながらその意義について考える必要がある。

第三節 木簡の製作と転用・廃棄からの展望

木簡の法量や製作技法は、文書木簡と付札という木簡の機能においておおよかに二分されている。まず、付札の形態は剣先型（もしくは短冊型）と切込型に区分されているが、剣先型の一部にはそれぞれ製作地ないし製作集団（もしくは個人）を反映すると思われる特徴が抽出された。一方、切込型はその形態のばらつきと集中的な出土状態からかなり限定された時期に、異なる地域からもたらされた可能性が高い。郷名以下の記載のみを持つ付札は、郷以下の単位で製作された後にもたらされ、その機能を停止した後に廃棄されたとする。今後は両者の形態差の生じた背景を対象物を含めて（水澤一九九〇）検討していく必要がある。

次に文書木簡の製作技法は木簡の性格とどのように関係するのだろうか。大まかに製作技法と法量が結びつくことは第一節で指摘した。原代遺跡群で性格の特定できる木簡のうち注目すべき特徴的な技法は、一四号の郡符木簡に代表される山形の面取り（200g）と一六号の郡符木簡に代表される複数縁形であろう。どちらにも端部を単に平坦に削り出すよりは明らかに作業量の点で勝っており、他の木簡よりは丁寧な作り方をしていると考えられる。しかしながら、国符木簡（二五号）のように文書簡でありながらこのような調整法をとらないもの、「信濃簡」木簡（六〇号）のように表面調整がきわめて簡略にしか行われていないものもあり、それらの内容と製作技法の間のヒアタスの意義を今後考えていく必要がある。

一方、原代遺跡群出土の郡符木簡の廃棄行為は発給元に戻った時点で、

国符木簡は最終運送地で行われたと推定されるが、その他の文書木簡の廃棄行為は多くの場合使用された官衙、その周辺もしくは廃棄場で行われたことなる。そして、この廃棄行為の有無はまず、文書木簡か付札かという機能差を反映する。さらにその行程の複雑さは、文書の性格や内容に左右されたと推測される。

一方、木簡の中には転用が行われたり習書が行われるものがあるが、そのためにどのような木簡が選択されるかは文書内容に左右されるわけではなく、木簡にケズリ、キリなどの二次的な行為を施すことによって木簡の本来の機能が一律に失われ、その結果「板」と化した木簡に新たな加工が行われたと解釈される。そのため必ずしも元の文字を消さなくても再加工することができたのではないだろうか。さすれば廃棄行為が現在観察できる木簡は、転用品予備軍であったものの加工がなされずに残ったものと考えられるし、本来存在したはずの木簡の多くは、他の製品に転用されてしまった可能性も否めない。本来記載されていた文字が消える背景には、当時の恣意的なケズリの他に、様々な埋没過程、堆積環境などに左右されると考えられる。原代遺跡群出土木簡には赤外線照射しなければ全く文字の痕跡が発見し得なかった木簡が少なくない。今後、木簡の形状をもはや有していない木製品にも丹念に赤外線照射し、文字の抽出を続けていくことで、この問題を深く検討していきたい。

原代遺跡群では第四水田対応層には付札と推定される木簡が二点廃棄されているのみであるのに対して、第三水田対応層になると付札もしくは付札と同一形態の木簡が主体を占めるようになる。この解釈として、(一) 貢進形態の変化、(二) 遺跡自体の機能の変化、(三) 木簡の捨て場所の分化、が考えられる。今後の課題としたい。

何れにしても原代遺跡群の近く、もしくは遺跡内の未調査の場所に郡家（郡衙）、もしくは関連施設があって、そこで作られ使用された木簡、そこ

に信濃国内の各地から集まった木簡、そこで使用されさらに別の製品に転用された木簡が一定量まとめられて⑥区の湿地にもたらされ、廃棄されたことになる。このことから木簡の廃棄行為の担当者と転用品の製作者、転用品の使用者、それらを一括して出土地点に投棄した人々は、近接した一連の関係があるものと推定されよう。

註

- (1) 『長岡京木簡二』の二一、二二号木簡、「平城宮発掘調査出土木簡編纂」(二一〇)の第二二、次調査木簡のうちの一点は上端が鋭角の半圓形であり、斜めに面取りしている様子が看取できるが、何れも⑥区に分類されている。
- (2) 側面のサキ、キリについては、残存している平坦部が当時刃物を入れた跡であるか、刃物を入れず平滑に削げた部分が磨耗で平らになったのか判断ができないものがあるためここでは長軸に直交する方向に刃物を入れたものについてのみ述べる。
- (3) 表面面のカットグラス状ケズリもしくはハギトリ状ケズリが木簡製作時のものか廃棄時のものかを認定するためには文字の残存の状況とケズリ面の関係の検討を慎重に行う必要がある。本報告では便宜的に次の二つの場合ケズリによって文字を消したと判断しているが、今後実験や顕微鏡観察を通して再考していきたい。
- ・一連のケズリ面の中の文字が薄くなっている場合。(例左)
 - ・一連のケズリ面の中のみ文字が濃くなっているたり薄化、筆勢が異なる場合。(例右)
- (直し)
- (4) 福島正樹氏の御教示による。

引用・参考文献

今泉隆雄 一九七八 『以瀬物札の諸問題』『研究論叢』IV
奈良国立文化財研究所学報 第三三三号

今泉隆雄 一九九四 『文書木簡はいつ廃棄されるか』
『木簡研究』第一六号

平川 南 一九九〇 『地方の木簡』『木簡—古代からのメッセージ—』
川崎市市民ミュージアム

平川 南 一九九五 『郡守木簡—古代地方行政論にむけて—』
『律令国家の地方支配』吉川弘文館

平川 南 一九九五 『八幡林遺跡木簡と地方官論』
『木簡研究』第一七号

福島正樹 一九九六 『宮都の木簡と地方の木簡—物札木簡を手がかりに—』
『長野県立歴史館研究紀要』第二号

水澤幸一 一九九二 『古代の物札木簡について』
『新潟考古学談話会公報』第九号

山中 章 一九九二 『考古資料としての古代木簡』
『木簡研究』第一四号

山中 章 一九九三 『太政官別家出土木簡・検取整理札の製作技法について』
『長岡京木簡二』

第五章 考 察

第一節 木簡の全体的特徴

一 屋代木簡の时期的特徴

(一) 年紀記載からみた木簡群の時期

年紀を有する木簡は、

- ・ 一三号……………「戊戌年八月廿日」
- ・ 四四号……………「七年十月十四日」
- ・ 四六号……………「乙丑年十二月十日」

・ 六二号……………「神龜」

・ 九〇号……………「養老七年十月」

・ 九二号……………「養老七年十月十一日」 七三年

の六点である。このうち、年紀を冒頭に記す大宝令以前の記載様式から四六号の「乙丑年」は六六五年と判断され、本木簡群のなかで最古の年紀を有するものである（本章第二節第一項参照）。また一三号は四六号と同様の記載様式を持つもので、「戊戌年」は六九八年と判断できる。四四号の「七年」であるが、本木簡は第四水田対応層の二二グループに属すが、養老七年の年紀を持つ九〇・九二号は第三水田対応層の二八グループに属し、四四号が九〇・九二号よりも下層に位置することは確実である。したがって「七年」は「養老」以前の「七年」まで数えることのできる年号であるから、和銅七年（七二四）と判断できる。以上のことから、年紀を有する木簡の上限は乙丑年（六六五）、下限は神龜三年（七二六）で、この点

から本木簡群の年代の幅は七世紀第三四半期から八世紀第一四半期頃までの時期にあたるものとみてよいであろう。

(二) 記載内容からみた木簡群の時期

次に、記載内容のうち行政地名等を記載している木簡をあげると、

- ・ 一二号……………「郡」
- ・ 一五号……………「史料郡司等」
- ・ 一八号……………「余戸里」
- ・ 二三号……………「郡作人」
- ・ 三五号……………「平^①郷是不里」
- ・ 三六号……………「^②東^③間郡」
- ・ 五一号……………「^④郷^⑤」
- ・ 六〇号……………「信濃國」「更科郡」
- ・ 六一号……………「等信郷」
- ・ 六九号……………「長谷里」
- ・ 七二号……………「^⑥穴郷高家里」
- ・ 七三号……………「^⑦山柏寸里」
- ・ 七四号……………「信濃國」「更科郡余^⑧」
- ・ 七六号……………「屋代郷」
- ・ 七九号……………「船山」
- ・ 九〇号……………「船山郷并於里」
- ・ 九一号……………「富^⑨郷^⑩里」
- ・ 一〇〇号……………「船山柏村里」
- ・ 一〇二号……………「^⑪間郡東^⑫」
- ・ 一〇八号……………「^⑬山邊^⑭」
- ・ 一一〇号……………「伊蘇郷^⑮」里」

・二二号「多里」
 ・二四号「屎代郷長里正等」

の二三点である。第四水田対応層出土のものは一、二号と三六号の六点、第三水田対応層は五一号以下の二七点である。一見して明らかかなように、大宝令以前の評などの行政地名が見られず、いずれも大宝令以降の郡里制下（七〇一～七二五年）および郡郷里制下（七二五～七四〇年頃）の呼称であることがわかる。

次に官司名・官職名についてみると、二二号に軍団の「少殺」、六〇号の「信濃團」、七一号の郡司ないし軍団の「主帳」、一一四号の「郷長里正等」および郡司の「少領」などがあげられる。少領は少なくとも大宝令制下の郡里制以降のものであり、「郷長」「里正」は、郡郷里制下のものである。そして郡郷里制以降の郡郷制を示すものは見られない。

以上〔一〕〔二〕の木簡の記載内容の検討から、記載内容の分かるものの時期を分類すると、七世紀後半～八世紀初頭の木簡、八世紀前半の郡里制下の木簡（以下「郡里制下の木簡」と称す）と、郡郷里制下の木簡（以下「郡郷里制下の木簡」と称す）に分けることができる。以下、出土層位との対応関係についてふれておきたい。

〔三〕木簡の記載内容と出土層位との対応

第二章で明らかにされているように、木簡の出土層位は、第五水田対応層・第四水田対応層・第三水田対応層・第二水田対応層の四期に大きく分けることができ、さらにその中を三五のグループに細分することができる。四期の層のそれぞれは洪水砂によってバックされているので、第五水田対応層が木簡出土層位としては最も下層で、しかもそれぞれの層位を超えて木簡が上下に基本的には移動してはいないことが確認できる。グループについては、下層のものから層序にしたがって番号を付したので、ほぼ

番号順に下層から上層の木簡であることを示している。

〔一〕の木簡の記載内容と出土層位を相互に対応させることで、木簡群全体の年代をより細分してとらえることができる。第五水田対応層出土木簡（九点）および第四水田対応層出土木簡の一部（二〇号～一四号）が前記の七世紀後半～八世紀初頭の木簡に、残りの第四水田対応層出土木簡（二五号～四五号）が「郡里制下の木簡」に、第三水田対応層出土木簡（四六号～一一号）が「郡郷里制下の木簡」にほぼ対応すると思われる。なお第二水田対応層から出土した木簡（二二号～二六号）は文字の判読ができないもので、記載内容から時期を特定することはできないが、郡郷里制下以後九世紀までの木簡ということになる。以下、この層位と時期ごとの主な木簡の内容と特徴、および問題点についてまとめておくこととする。

①七世紀後半～八世紀初頭の木簡

木簡に記された年紀「支」と遺構の層位および共伴遺物の年代観によって第五水田対応層（一～七グループ）および第四水田対応層（八～九グループ）から出土した木簡は、七世紀第三四半期～七世紀末ないし八世紀初頭にあてることができる。この時期の木簡の特徴は、干支による年紀表記がみられること、古い書体や八世紀以降の律令などの法制用語にはみられない用語を記す木簡が存在することである。

出土層位では第五水田対応層が原代遺跡群の木簡出土層の中で最も古い層で、土器の年代観から、層位は七世紀第三四半期から八世紀初頭頃にあてることができる（第二章参照）。この層位に属する木簡（二号～九号）のうち主なものは、「一号「小野ア」・三号「穂積ア」・四号「竈神」などである。ただし、いずれもその機能や内容については不明な点が多く、今後の検討を必要とする。

次に、第四水田対応層（八・九グループ）から出土した木簡（二〇号～

「四号」である。このうち、「布手」を列記した一〇号、「三人部」など部姓を列記した一一号、「郡」「少毅」と記載された一二号は「戊戌年」の年紀を有する二三号の下層のほぼ同の地点から出土している。一三号の「戊戌年」は文武天皇三年（六九〇）と考えられるから、一三号以前の木簡は六九八年頃以前のものということになる。ただし、一二号の「郡」が大室令制下で施行された郡里制の「郡」に関わるものであるとすれば、ここで一括した七世紀後半から八世紀初頭の木簡の下層は七〇〇年代のごく初期までのものを含むことになろう。この点は一二号にみえる「少毅」が軍団の次官を示す職名であることから、軍団の成立時期を考える上でまきわめて重要な資料となろう。なお、この時期の木簡は、内容がわかるものすべてが文書簡ないし記録簡あるいは習書である。

字体では、「部」の表記が「マ」ではなく「ア」形であることや、「人」の書き方が七世紀から八世紀初頭の古い時期に見られる字体である点、また字の大きさや字配りに整った風がなく古様であることなどが特徴として指摘できる。「布手」といった用語も律令などの法制用語とは異なるものであることなども特徴として指摘できよう（本章第三節第三・四項参照）。

②郡里制下の木簡

まず、この時期の木簡群の上限と下限の根拠についてふれておきたい。この時期の木簡（二五号〔四五号〕）は第四水田対応層（二〇グループ）〔二グループ〕から出土している。その上限は、戊戌年を記した木簡（二三号）の上層で、「更科郡」の表記がある一五号や「余戸里長」あての郡符である一六号が出土していることから、郡里制が行われた大室令施行後となる。また、下限については、この群で最も上層から出土した四四号の「和銅」七年（七二四）十月十四日である。したがって一〇グループ〔二一グループ〕の木簡はほぼ郡里制下（七〇一〜七二五年）の木簡と考えて間違

いないことになる。ただし、三五号の「平^地彌是不里」については検討が必要である。

この時期の木簡の特徴は、文書（文書簡・記録簡）や習書が目立つことである。例えば国符である一五号、郡符である一六号、「郡作人」の記載を持つ二三号、「請申」という用語を含む四三号などは書式ないし記載内容から文書簡と考えられる。一方、この時期で明確に荷札木簡だと断定できるものはなく、わずかに「七年十月十四日」の記載をもつ四四号が荷札木簡である可能性がある。それらを除くと、この時期の木簡で内容がわかるものほとんどが文書木簡であることが知られる。なお一五号・二六号・二六号には習書がある。

③郡郷里制下の木簡

この時期の木簡（四六号〜一二二号）は、第三水田対応層（二二グループ）〔三三グループ〕から出土している。第四水田対応層と第三水田対応層の間には間層があるので、第四水田対応層の木簡と第三水田対応層の木簡は廃棄時期を異にしている。

まず、神龜三年（七二六）（二五グループ、六一号）と養老七年（七三三）（二八グループ、九〇号・九二号）の年紀を有する木簡については、前者は湧水溝（SD七〇三〇）、後者は東西自然流路（SD八〇二八・七〇三）と出土地点を異にしているが、発掘所見ではほとんど同時期の堆積とみなすことができることから、二五グループから二八グループの木簡が廃棄されたのは、ほぼ七二〇年代頃とみなすことができる。

この点を地名・職名からみると、五一号「^郡郷^里」・七二号「^郡郷^里」^②穴郷高家里・七三号「^郡山柏村^里」・九〇号「^郡山郷井於里」・九一号「^郡當^里郷^里」^③・一〇号「^郡山柏村^里」^④・一一号「^郡伊蘇郷^里」^⑤などはすべて郡郷里制下の表記となっている。特に、一一四号「^郡屋代郷

長里正等」は、第三水田対応層の中でも最も上層に位置する溝から出土したものであることから、第三水田対応層出土の木簡はほぼ郡郷里制下の時期（に廃棄された）のものと考えることができよう。

この時期の木簡の特徴は、六一号・七一号・一四四号の三点の郡符木簡ないし召文木簡が含まれるなど文書木簡にも注目すべきものがあるが、特に荷札木簡が数量的にもまともって出土していることである。端的に言えば、この段階ではじめて「地名十人名」ないし「地名十人名十物品名十年月日」といった形式をもつ明確な荷札木簡が見いだされるのである。

ところで、この第三水田対応層出土の木簡のなかで最も下層から出土したものが「乙丑年」の年紀を有する四六号である。この木簡の出土状態についてはすでに触れたが（第二章参照）、第五水田対応層の中に堆積していたものが、第三水田対応層水溝の埋め戻し土の中から検出されていることから、「乙丑年」は天智天皇四年（六六五）に比定することができる（本書第二章第一項参照）。

次に、五九号は金刺部などの姓をもつ人名とそれに関わる「布」の数量を書き上げた記録簡だが、「ア」の字体は古様で、一〇号の「布手」との関連を想起させる。また、六〇号は「信濃國」に関する兵士歴名を記載したものであるが、一一号の「少穀」ととも信濃における軍団の存在を確認できる最初の資料である。このほか、八一号の九九算木簡は、九九算の九の段と八の段を記載したもので、奈良時代前期から地方で九九算が広まっていたことを資料によって裏付けた点で重要である。八七号は夏五月の出挙に関する記録簡と考えられる。そこにみえる「稲取人」という名称は出挙稲の借り手のことであろうが、類例がない。

一〇二号の「郡間郡束」は「延喜式」「和名類聚抄」では「筑摩郡」と表記されている郡名が、郡郷里制下の時期では「東間郡」と表記されていることを示す。

第三水田対応層でも最も上層に位置する溝から出土したものに一一四号の郡符木簡や一一五号の解式の書式を持つ木簡がある。

以上のほか、第二水田対応層出土木簡（二二二号、二二六号）があるが、文字が読み取れないか、ないしは斎串に墨書されたものである。

二 屋代木簡の内容別特徴

屋代木簡全一二六点中、内容分類の可能なもの（推測を含む）は八六点である。その内訳は文書木簡三〇点、付札木簡二六点、習書一点（重複を除く）、祭祀関係七点、転用された木簡七点などである（図64参照）。

これを時期別にみると、七世紀後半から八世紀初頭の木簡には付札（荷札）はなく、文書木簡（六色）ないし習書（二点）および祭祀関係（二点）である。八世紀初頭の「郡郷里制下の木簡」では、文書木簡が七点であるのに対し、付札（荷札）は一点である。おおよそ八世紀初頭までの時期では文書木簡の占める比率が高いことがわかる。

ところが、八世紀前半の「郡郷里制下の木簡」になると、付札（荷札）の占める比率が高くなることが注目される。以下、内容別の特徴について見てみたい。

（一）文書木簡

広義の文書木簡のうち文書簡一三三点、記録簡一〇点、どちらともわからないもの七点である。注目すべき第一は、年紀を冒頭に記す大宝令以前の記載様式の二三号・四六号が出土したことである。第二に全国初の困符木簡が出土したこと。第三に少なくとも三点の郡符木簡が出土したこと。第四に部姓者などの歴名様の木簡が多いことである。

① 文書簡

一五号は領符木簡、一六号・一七号・一八号はいずれも郡符木簡で、七二号も郡符ないし刃文木簡である。これまでに一遺跡から三点もの郡符が出土した例はない。一一五号は解の書式を持つもの。差出部分が読みとれないので、どこから出された「解」であるのかわからない。二二号は、軍団の少尉が発信責任者として署名した文書で、信濃における軍団の存在を示す。このほか、三三三号は「郡作人」に関わるものだが、文意は明確ではない。九三三号は「今」などの文言を含む。三三三・三三四・四三三・五〇号は文書簡の一部と考えられるが、内容については不明。

②記録簡

三三三号・一〇号は部姓の歴名。一三三号は稲の支給または収納に関わるもの。五九号は部姓者とそれに関わる布の数量を記したもので、表裏に三段ないし四段にわたって記される。また一〇号は布の織り手と考えられる。「布手」の人名が列挙され、それに照合を行ったことを示す合点が記される。両者は布生産に関わる木簡と思われるが、出土層位には隔たりがある。六〇号は「信濃團」に関わる木簡。厩代遺跡群周辺に軍団が所在したことを示すか。八一号は九九算の九の段と八の段を記した木簡で、九九算の一覽表と考えることができる。八七号は、夏五月の出挙で稲を貸し与えられた人と稲の数量を記録したものと思われる。一一六・一一七号も九九算に関わる記録簡。なお二六号は文書簡か記録簡か不明。

③文書木簡か付札か不明のもの

四六号は「乙丑年」から書き出す大宝令以前の記載様式を持つが、「酒人」以下の内容が不明なため、文書木簡か付札か断定できない。一四号・四九号についても、付札か文書木簡かはわからない。部姓者を記したと思われるものに五号がある。一七号・一八号・一九号なども人名を記す。

水田対応層	文書木簡			付札木簡		文書木簡か付札木簡か不明	習書	祭祀	転用
	文書簡	記録簡	文書又は記録	荷札 記載内容と(形態)	形態				
2								124 125	
3	61 (50) 71 93 114 115	81 (59) 87 (60) 116 117	78 (63) (88) (89) (119)	51 79 (74) 53 90 (111) 62 91 69 92 72 100 73 108 75 76 77	64 67 82 86 107 (57) (83)	(46) (49) (63) (101) (118)	87 [101] 115 116 117	58	54 62 71 93 94 95 102 105 121
4	12 15 16 32 33 34 43	10 11 13	(26)	44		(14) (35) (17) (36) (18) (39) (19) (20) (25)	15 [26] [36]	30 31 42	26 39
5		3	(1)			(5)	[8]	4	
計	13	10	7	19	7	15	9 重複8点	7	11 重複4点
	30			26		15	1	7	7
86									

() は解説文中の様式記載のないもの

[] は表裏のうち片面ののみわかるものないし別筆のもの

図 64 厩代遺跡群木簡内容別一覧

第一節 木簡の全体的特徴

木簡番号	記載内容										欠損状況		備考		
	国名	郡名	郷名	里名	戸主名	戸口名	人名	物品名	数量	年	月	日		上部	下部
74	○	○	○										○	×	A
44											○	○	×	○	B
62			○								裏○		○	×	B
90			○	○	○	○					裏○	裏○	○	×	B
92											○	○	○	×	B
72			○	○	○	○							○	×	C
100			○	○	○								○	×	C
108			○	○	△								×	×	C
111				○	△								×	×	C
53					○	○							×	×	C
51			○	○			○	○	○		○		○	○	D
69				○			○						○	○	E
73			○	○			○						○	○	E
110			○	△			△						○	×	E
79			○	○									○	○	CorE
76			○										○	×	CorE
91			○	○									○	×	CorE
75						○							○	○	F
77						○							×	○	EorF

*記号については本文参照

図 65 荷札木簡の記載内容一覧

(二) 付札
 ① 荷札木簡
 地方出土の荷札(付札)木簡の形式については、地名や人名のみの表記のものも多く、物品名やその数量などを記したものが少ないことが指摘されている⁽²⁾。屋代木簡のなかに見られる荷札木簡もこうした地方出土の荷札木簡の特徴と合致する。その記載様式によってA~Fに六分類すれば、左図65のようになる。

A 国名+郡名+郷名+(以下欠損)

七四号は、信濃国が冒頭に書かれているが、記載順は郡郷名を書いた後に国名を追記したものと考えられる。郷名以下については欠損のため、郡郷里制下の里名、戸主・戸口名などの記載の有無は不明。

B 表・郷里名+戸主・戸口名+(以下欠損)

裏・年(月日)

九〇号がこれに該当するが、四四号・六二号・九二号などもこれに相当する可能性がある。六二号・九〇号が年月日を裏面に記していることから、四四号・九二号の年月日部分も裏面と考えることもできる。いずれにしても、完形ではないためこれ以外の記載内容の有無については不明。

C 郷里名+戸主・戸口名+(以下欠損)

七二号のほか、一〇〇号・一〇八号・一一一号・五三号などがこれに相当する。ただし、完形ではないためこれ以外の記載内容の有無については不明。

D 郷里名+人名+物品名+数量+月

五一号がこれに相当する。物品名(種)や数量(束)を記載している点で他の木簡とは異なり、何らかの特定の目的に使われた可能性もある。

E 郷里名+人名

七三号・六九号のほか、一一〇号もこれに相当すると思われる。

F 人名のみ

七五号がこれに相当すると思われる。

なお記載様式が不明のものは次のものである。

C または E の何れかの様式のもの

七六号、七九号、九一号

E または F の何れかの様式のもの

七七号

記載内容の不明のもの

六四号、六七号、八二号、八三号、八六号、一〇七号

まず、全体的な特徴として、四四号が郡里制下のものであるほかは郡郷里制下の荷札木簡であり、郡郷里制下で荷札木簡の出土数が急増する点は注目される。

次に記載様式の特徴についてみると、BとEの郷里名から書き出す記載様式、およびFの人名のみのは、他の地方出土の荷札木簡の記載様式と共通する。ただし、A・B・Cについては完形の木簡がないために例示した記載内容のみであったかどうかは判断できない。なお、六九号は「長谷里」から書き出しており、通常なら里制下の里名とするとところだが、層的には郷里制下であり、この場合郡郷里制下の里名から書き出した可能性もあるかもしれない。また、B・CとE・Dのように郷里名以下についても、戸主名十戸口名のもと人名のもとに分けられる。以上に對し、Aの七四号は「信濃国」更科郡」で始まっている。通常国名から書き出す荷札は宮都への貢進物に付けられるものである。地方出土の荷札木簡で国名から書き出す事例には、ほかに福井県三方町田名遺跡のものがある。

こうした諸類型が何を意味するのは、地方における荷札木簡の全体的検討が必要であり、今後の課題であらう。

②物品付札

明らかに物品付札に相当するものはない。

㊦ 習書

八号は「多」字の習書。二六号は木簡を琴形木製品に転用したものが、習書が転用以前か以後かは不明。三六号は少なくとも二筆以上からなる習書を含むものである。このほか一〇一号は「布」字の、一一六号裏面は人名などの習書。一一七号裏面も習書である。

㊧ 祭祀関係木簡

四号は木簡自体が魂神に関する祭祀的な用途に使われた可能性もある。「魂神」と記す出土文字資料としては現時点では最古のものであろう。また斎串に墨書する事例には三〇号・三一号・四二号・五八号・一二四号・一二五号がある。

㊨ その他

木簡から木製品に転用されたものもある。二九号・五四号・九四号・九五号・一〇二号・一〇五号・一二二号などである。九五号は琴柱に転用されている。また、一〇二号は題箋状の形状を呈している。仮に題箋だと考えたとしても墨書は題箋に伴うものではなく、転用前の木簡に伴う墨書であらう。

註

- (一) 近年鎌田元一は郡郷里制の開始時期を靈龜二年(七一七)とする見解を提示した(「郷里制の施行と靈龜元年式」(上田正昭編『古代日本と東アジア』小学館、一九九一年)。

- (二) 平川南「地方の木簡」(川崎市市民ミュージアム編『木簡—古代からのメッセージ』)

一九九〇年のちに「古代東国と木簡」所収 雄山閣、一九九三年、高島英之「地方出土の古代木簡について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要「八、一九九一年三月、福島正樹「宮城の木簡と地方の木簡」(長野県立歴史館研究紀要)二号、一九九六年三月)参照。

③ 三方町教育委員会「三方町文化財調査報告書第8集 田名遺跡」一九八八年。

第二節 主な木簡の検討

一 干支年木簡

屋代遺跡群からは、干支によって年紀を示した木簡が二点(一三号・四六号)出土した。これらの木簡によって判明する年代は、遺跡全体の検討を進めていく上できわめて重要な鍵になるものである。一般に、大宝以後では年号を使用していることからみて、干支で年紀を書いた木簡については、自動的に大宝令施行前と即断するだけでなく、総合的な判断が必要であろう。屋代遺跡群の場合には、幸いにして層的に木簡を分類することができ、この分類と出土状況が比定の重要な根拠となった。以下の記述については、第二章も参照されたい。

まず一三号についてであるが、冒頭に記された「戊戌年」について、木簡が含まれる水田面の年代から一応広く比定候補を想定するならば、文武天皇二年(六九八)、天平宝字二年(七五八)といった年代が挙げられよう。一三号の出土した第四水田面では、「郡」の文字を記した木簡が出土しており(一二号・三三号・三六号)、一三号も大宝令制の開始をそれほど遡らない時期のものである。また、第四水田面よりも上層の第三水田面から「養老」「神亀」といった八世紀前半の年号を記した木簡が出土してお

り、一三号はこれよりも前のものとして、天平宝字二年も除外し、結局のところ、「戊戌年」は文武天皇二年(六九八)と確定できる。

一三号の観察からは、七世紀末のものとして次のような特徴を指摘できる。「部」を表した文字が、八世紀の史料に多く見られる「マ」形ではなく、七世紀から八世紀初頭の古い時期のものに見られる「ア」形である。また、一三号は年月日以外には人名や東数を列記していることから、干支年紀の部分の木簡の冒頭と考えられる。干支年紀でかつ木簡の冒頭にこれを記しているという点は、これまでに出土している大宝令施行前の木簡と共通する特徴である^③。複数の人名が記される点から見ると、付札よりも文書木簡ないし記録簡の類と考えられる。

次に四六号の「乙丑年」の比定候補としては、天智天皇四年(六六五)と神亀二年(七三五)を挙げることができよう。四六号は第三水田面湧水溝から出土しているが、この湧水溝最下層からは八世紀前半の土器が多量に出土しており、遺構は八世紀前半に埋まったとみられる。ただし、木簡自体はこの湧水溝の埋め戻し土から出土した。考古学的に見て、新しい時期の遺物が古い堆積層に埋まっていることはありえないが、古い時期の遺物が掘り返しなどによって新しい時期の層位に混入することは考えられる。この木簡の出土状況は、天智天皇四年に比定することを妨げるもので

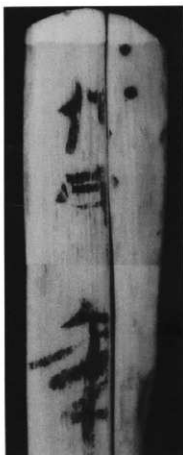


図66 13号木簡「戊戌年」部分写真

対応水田面	湧 水 湧	東 西 流 路
第3水田面	25グループ 62号「神亀口」	28グループ 90号「養老七年」 92号「養老七年」 27グループ
	22グループ 46号「乙丑年」	23グループ
第4水田面	10グループ 15号「苜更科郡司等」	21グループ 44号「七年」 (和綱7年)
	9グループ 13号「戊戌年」	19グループ 18グループ
	8グループ 12号「郡」「少穀」	17グループ 32号「郡作人」 36号「間郡」

図67 関連する木簡の出土層位

ことが明らかであり、別に七世紀の二三号が出土していることから、四六号を孤立した資料として扱う必要はない。これらの状況からみて、「乙丑年」は神龜二年よりも天智天皇四年（六六五）に比定するのが妥当であろう。

四六号も一三号と同様から年記を記しており、この年記の面を表として、干支年記を冒頭に記す書式をとっていたものとみてよいであろう。ただし、この木簡については、下部の欠損によって内容はわかりにくく、文書木簡・記録簡かあるいは付札の類なのかは判断しがたい。

木簡における最も古い干支年記の例は、藤原宮跡出土木簡の「辛酉年三月十日」(辛酉年は斉明天皇七年「六六二」)であるが、屋代木簡四六号はこれに次いで現在のところ一番目に古く、地方における干支年記木簡としては最古の例となる。ちなみに、これまでの地方出土の木簡における最古の年記は、滋賀県中主町湯ノ部遺跡出土木簡の「丙子年十一月」(丙子年は天武天皇五年「六七〇」)であった。

屋代木簡と同期的に重なり、また地方の木簡としての共通性があるという点では、伊場遺跡出土の木簡が注目される。一三号との比較においては、次のものがあげられる。

・ 巳年正月生下日柴江五十戸人 若

・ 三百州東若 マ (二八四) × (一九三)

年記は、辛巳年であれば天武天皇十年(六八二)である。干支年の後に、人名と束数が記されている。一三号に比べて、束数がかなり異なることや、季節が違ふことなど、考慮しなければならぬ点もあるが、記載様式は、きわめて類似している。七世紀段階において稲の出納ないし授受に使われる木簡に共通した様式が広まっていたことを想像させる。

はない。

第三水田面の木簡は、年記の見られるものはいずれも年号を使用しており、養老・神龜の時期のものである。四六号は、この中では特異な存在である。全国的に見て、これまでのところ、木簡における干支年記の例では八世紀に下るものを見出せない。本遺跡では七世紀に人々が活動していた



図 68 46号木簡実測図

註

- (1) 岸俊男「木簡と大宰令」『木簡研究』二、一九八〇年十一月のち『日本古代文物の研究』所収 雄書房、一九八八年。
- (2) 東野治之「法隆寺伝来の幡墨書簡」(小松和彦・都出比呂志編『日本古代の葬制と社会関係の基礎的研究』大阪大学文学部、一九九五年)。
- (3) 註(1)岸論文。
- (4) 奈良県教育委員会「藤原宮」二九六八年、八六号木簡。ただし、この木簡については、藤原宮の遺構から出上していることなどから、七世紀末において百年に遡る記録を書きつけたものとする見解(和辻栄「一九七七年以前出土の木簡」(元)『木簡研究』五、一九八二年十一月)がある。

- (5) 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会「藤原部遺跡発掘調査報告書I」一九九五年。
- (6) 『藤原実史』資料編4上巻、別編、木簡、九五頁、一九八九年。

二 国符木簡

一五号は、七世紀末から八世紀初頭の木簡が出土した第四水田対応層中でも比較的新しい時期に廃棄された木簡であり、第四水田対応層の層位やはかの木簡との関係などから八世紀初頭の郡里制下(七〇一〜七二五)の時期のものと考えられる。下部が欠損しているが、表に文書木簡としての原文が残り、裏は本来の木簡面を削った上に書かれたと思われる習書がみられる。裏の習書は表と天地を逆にし、表とは異なる二種の筆跡が認められる。

文書木簡としてまず注目されるのは、表に「符更科郡司等 可□□」⁽¹⁾という文言がみられることである。符は公式令に規定される上級官司から被管官司への下達文書であり、一五号では「更科郡司等」が宛所、すなわち被管官司にあたることから、符を発した上級官司に該当するのは信濃国司であると考えられる。「可□□」⁽²⁾以下の文言が失われているため、その下達内容は不明であるが、信濃国司から「更科郡司等」に対して発せられた符であることは確かであり、本報告書では一五号を国符木簡とよぶことにする。

近年、郡司が里(郷)長等に対して発する符を記した木簡、いわゆる郡符木簡の事例が各地で報告されており、次項で述べるように、属代遺跡群でも少

なくとも三点出土しているが、国司が郡司に対して発する国符木簡はほかに例をみない。また、紙に記された奈良時代の国符も次にあげる天平十二年(七四〇)の国符案断簡のほか数は少ない。

— 符到奉 —

守

天平十二年

一五号は大宝令施行からそう時期を経っていない八世紀初めのものであり、その点でも出土した意義は大きいといえよう。

次に注目されるのは、宛所が「更科郡司等」と記されているが、本遺跡は埴科郡内と考えられることである。宛所が「更科郡司等」と複数であることから推して、まず更科郡家に送られ、その後、何らかの過程を経た上で埴科郡内で廃棄されたということになろう。

この点については、伊勢国における国符の下達方式の例が参考になる。伊勢国計会帳には次のような記事がみえる。

行下符一条

為檢水田熟不發遺少椽佐伯宿祿

缺作道前、少目大倭伊美古生羽道

後、符一紙少椽佐伯宿祿、仍符以九

伊美内生現、進入埴科郡司等、仍符以九

九月六日連大目上師部郡司、仍符以九

右、付郡伝、

これは、伊勢国内の「道前」と「道後」に、それぞれ一連ずつの国符を下した記事であるが、この「道前」と「道後」は伊勢国十三郡を二つに分けた行政ブロックであり、国符はそのブロック内の郡司から郡司へと連送されたと考えられている。国符木簡である一五号を、伊勢国の事例と同様に考えれば、宛所の「更科郡司等」が意味するのは、一つの行政ブロックに属する「更科郡司」をはじめとする諸郡の郡司であり、一五号木簡はそれらの郡家から郡家へ連送されたと解釈できる。

「延喜式」や『和名類聚抄』は信濃国十郡を伊那、諏方(諏訪)、筑摩、安曇、更級、水内、高井、埴科、小縣、佐久の順に記すが、この内、地



図69 15号木簡実測図

の千曲川沿いの信濃北部(現在でいう北信)四郡を一つの行政ブロックとして想定することができる。すなわち一五号は、まず更科郡家に送られ、次に同じ千曲川左岸に位置する水内郡の郡家に連送され、その後、千曲川右岸の高井郡家、埴科郡家の順に連送されて国符木簡としての機能を終え、習書に用いられた後、溝に廃棄されたことになる。

一国内の諸郡を複数の行政ブロックに

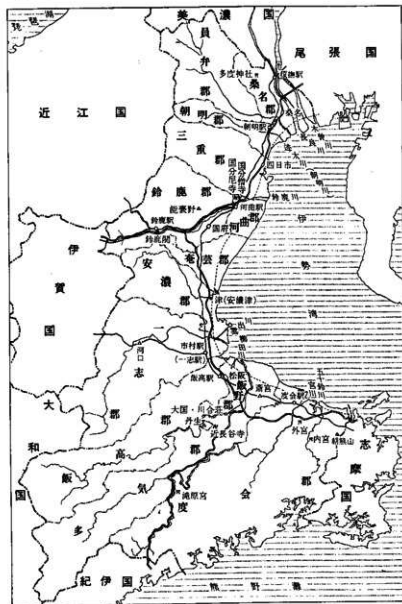


図70 伊勢国略図(『国史大系』第1巻(古川弘文館)より転載許可済)

分け把握する方式は、前述の伊勢国のほか陸奥国においても想定されており、面積が広大な上、険しい地形と、南と北に大河を有する信濃国においても、このような方式を想定することは十分可能であろう。一五号が廃棄された後の養老五年(七二二)六月には、信濃国から新たに「諏方国」が分置されている。「諏方国」は天平三年(七三三)三月に廃され再び信濃国に併合されるまで約十年間存在した。これについては未詳な点が多く、「諏方国」の範囲も必ずしも明らかでないが、少なくとも信濃国南部(現在でいう南信)の伊那・諏方両郡は含まれていたと考えられている。ある

いは「諏方国」の分置についても、こうした行政ブロックの存在を前提として考えることもできよう。
一五号の国符の内容が明らかでない以上、信濃国内における行政ブロックの存在や行政ブロック内での木簡の過渡については推測の域を出ない。しかし、少なくとも一五号は、従来必ずしも明らかではなかった一国内の行政体制と文書伝達の実態を考える上で、今後、重要な手がかりの一つとなるものと思われる。

註

- (1) 本報告第二五章参照。
- (2) 『緑梅馬弉残欠竹篋心貼附文書』(松島藤正編『正倉院宝物館文書集成』吉川弘文館、一九七八年)。なお、文書の釈文と性格については奥野治之「正倉院馬弉残欠竹篋心貼附された奈良時代の文書と墨画」『ミュージアム』二七八、一九七四年五月、のち『正倉院文書と木簡の研究』所収。鎌倉版、一九七七年)によった。
- (3) 註(2)の「緑梅馬弉残欠竹篋心貼附文書」としてはかに「丹後国符」案が二通みられる(註2)四野津文書。さらに、天平宝字六年(七六六)四月八日「近江国符」案(『大日本古文書』十五、一八八、同年五月一日「近江国符」案(『大日本古文書』十五、一九七、宝龜八年(七七七)七月一日「大和国符」案(『大日本古文書』六一、五九七)などがあり、類するものに天平一五年(七四四)九月二日の「振津職符」(『大日本古文書』東大寺文書之三、一八四)がある。
- (4) 『大日本古文書』二四四、五四八。なお、釈文は国立歴史民俗博物館「正倉院文書拾遺」一九九一年による。

(5) 鎌江宏之「社会観に見える八世紀の文書伝達」(史学雑誌)一〇二—一、一九九三年二月。

(6) 一通の国符が複数郡司の間で運送された可能性が考えられる例としては註(3)の「丹後国符」および天智宝字六年五月一日「近江国符」があげられる。註(5) 鎌江論文参照。

(7) 平川南「律令制下の多賀城」(宮城県多賀城跡調査研究所編「多賀城跡—政庁跡 本文編—一九八一年」、同「海道・社陣地方」(古巻市史編さん委員会編「石巻の歴史」六、特別史編、一九九二年)。

(8) 『続日本紀』養老五年六月辛丑(二十六日)条。

(9) 『続日本紀』天智三年三月乙卯(七日)条。

(10) 『長野県史—通史編第一巻原始・古代、第三章第一節、一九八九年。

三 郡符木簡

屋代木簡のなかには、一六号・一四号の二点の郡符木簡がある。六一号も郡符と考えられ、七一号も郡符木簡の可能性があるのであわせて考えたい。

一六号は八世紀初頭にあたる第四水田対応層から出土している。「余戸



図71 114号木簡実測図

里長」に対して「符」という下達文書が発給されていることから、郡司がその管轄下にある里長に対して発行した郡符であることがわかる。郡の下の行政組織が「里」であったのは、大宝令によって郡里制が定められた大宝元年(七〇二)から郡郷里制に改められる靈龜元年(七二五)までであるので、郡里制下の郡符ということになる。出土層位の年代観と矛盾はない。なお下端欠損で命令内容が不明であり、施行文言・署名等があると想定される裏面は、墨痕が残るが文字が削られていて読み取れない。

ところで、平川南はこれまで出土した郡符木簡を検討し、

- ・郡符木簡の命令は、主に人の召喚を内容とする。
- ・郡符木簡はその宛所で廃棄されることなく、差出または召喚先の郡家ないしその関連施設で召喚人とともに提示され、その後廃棄された。
- ・郡符木簡の出土する遺跡ないしその周辺には、郡家の中心施設および郡家別院、郡家関連施設(港灣など)が存在したと想定できる。

という点を明らかにした²³⁾。

このことから、「余戸里長」あての郡符も、屋代遺跡群の所在する埴科

郡の郡司が管内の「余戸里長」に対して発給したもので、埴科郡家なしその関連施設で廃棄されたと考えられる。

一四号はSD七〇三一から出土している。この自然流路は第三水田対応層の中でも最も新しい時期のものである(第二章参照)。宛所は「屋代郷長里正等」であり、「郷長」「里正」の呼称から郡郷里制下であることがわかり、木簡の年代と層位との時期的矛盾はない。屋代郷は「和名類聚抄」では埴科郡に属す。したがって、符の差出と思われる裏面の「少領」の職名から、埴科郡司の発給した郡符であることがわかる。内容は、埴科郡司が管内の「屋代郷長里正等」に対し、郡家における何らかの行事のためと思われる敷席・罽・芹などの物品や、行事に使う建物(神宮室、殿)の造営のための匠丁の俵代、堪夫一人・馬一二疋などと、建物の造営の人夫一〇人を出すように命じたものである。その内容から、郡家での行事とは神事に関わるものである可能性が高い。命令を受けた屋代郷長は郷内の里正等とともに人夫・物品等を調達し、埴科郡家なししその関連施設に郡符を携帯して赴き、点検を受けた後、その郡符を廃棄したものであろう。

これまでの郡符木簡は主に人の召喚に関わって発せられているのに対し、本木簡は人夫の召喚と物品の調達を一本の木簡で同時に命じている点に特徴がある。命令内容は宛所の下に三行に分けて記されている。一行目が神事に用いる物品、二行目が造営に携わる技術者の手当および建築用材などを運搬する夫馬、三行目が造営に携わる人夫と、それぞれ書き分けられていると思われる。郡符木簡の長さは平川により約二尺ほどと推定されており、本木簡もそれと同様であったと仮定すれば、調達する物品名などが欠損部にも記されていたと想定される。

まず、一行目の「敷席」は、「むしろ」のことで、『延喜式』(神祇志)に記されたさまざまな祭祀に用いる物品の中には席や薦などの敷物が見え

るから、祭祀との関連をうかがわせる。新潟県八幡林遺跡の二四号木簡によれば、郡に進上した物品として干穴・坏とともに「席二枚」が見える。この八幡林木簡はその内容から郡家での神事などでの使用物品を貢進したことを記したものとされる。本木簡の内容を考える上で共通点の多い木簡である。また、埼玉小敷田遺跡の八号木簡にも「罽」・「絞薦」・「立薦」などの名が見え、祭祀料との関連が問題にされている。「罽」のうちは「罽」の読みについてはなお検討すべき点もあるが、罽や岸については、祭祀料物とみることができよう。

二行目の「匠丁」については、本木簡の後段の建物(神宮室・殿)を造営する技術者とみなすことができる。俵代布とは、その匠丁に対して与えられる食糧手当がわりの布であろう。「勘夫」については、「勘」を「堪」の誤記と見て、「堪」は「担」と普通で「堪夫」は「担夫」と考えられる。下に続く「馬十二疋」は「堪夫」とセットで考え、いわゆる「夫馬」、すなわち後段の建物の用材等を運ぶためのものと考えられる。

三行目の「神宮室」「殿」とは神事のための建物のことを意味すると思われる。人夫一〇人は「神宮室」と「殿」を造営するための人夫のことであらう。

なお、ここにかがえる神事の具体的内容と、それと関連するがこの郡符による徵発の性格など、今後明らかにすべき課題は多い。

次に、六一号は二五グループ、七一号は二七グループに属すが、二五(二八グループ)はほぼ同時代の第三水田対応層から検出された木簡で、その中に養老七年、神龜三年の年紀を有する木簡を含んでおり、その年代はおおよそ七、〇年代ごろの郡郷里制下の時期にあたる(本章第一節)。六一号は上下端欠損で「長等」という文字のみが残り、文書の様式は不明。したがって郡符木簡と断定することはできないが、この「長等」を宛所の一部とみなすならば、これまで出土した郡符木簡の宛所「春部里長等」(山

垣遺跡)「馬道里長(西河原遺跡)」「竹田郷長里正等(伊場遺跡)」「立屋津長伴マ福應」(荒田目条里遺跡)などに照らし合わせて、埴科郡内のいずれかの「里長等」ないし「郷長等」、あるいは他の「長等」(津長、あるいは米長・税長など)あての郡符木簡である可能性が高いであろう。

七一号は上下端欠損で文書の形式が「符」であるかどうかかわからない。内容を見ると、裏面には文書の発信者と思われる「主帳」の職名があり、日付と時刻が記載されている。おそらく文書の発信に関わる日付と時刻であろう。「主帳」は郡司ないし軍団の官職名である。さらに「一人令急」という「火急」を意味する郡符木簡や召文に見られる文言が記されている。このことから、本木簡は、埴科郡司(主帳)ないし信濃団(主帳)が郷長などに対して発給した郡符木簡ないし召文の可能性が高い。

註

- (1) 岸俊男「古代村落と郡官制」(『日本古代精微の研究』編書房、一九七三年)、藤田元一「郡官制の施行と貨幣元年式」(『古田正昭編「古代日本と東アジア」』小学館、一九九一年)では、築城二年(七一七)に郡官制が施行されたとする。
- (2) 平川剛「郡符木簡」(『虎尾俊彦編「律令國家の地方支配」』吉川弘文館、一九九五年)
- (3) 郡符の廃棄については第四節を参照。
- (4) 早川剛「八幡林遺跡木簡と地方官衙簡」(『木簡研究』一七号、一九九五年十一月)。
- (5) 『埴科遺跡出土文化財調査報告書』「小敷田遺跡」一般国道17号兼合バイパス関係埋藏

遺跡名	点數	法量	引出	宛所	召喚人・物	召喚先	年代
新海東三島郡和島村	2	⑤⑥×③×5 ⑤⑥×③	郡司符	青海郷(長)	少丁高志君大虫	朝古司	八世紀前半
兵庫京水上郡春日町	1	⑤⑥×③×③	郡符	春部里長等	春部君広福ほか三人	朝古司	八世紀前半
滋賀県野洲郡中主町	1	⑤⑥×③×5 ⑤⑥×③×5	郡符	馬道里長等	女丁久米(ほか)	朝古司	八世紀前半
京都府向日市	1	⑤⑥×③×5 ⑤⑥×③×5	郡符	馬道里長	女丁久米(ほか)	朝古司	八世紀前半
岐阜県古郡古川町	1	⑤⑥×③×7 ⑤⑥×③×7	符	飽見	九世紀初葉	朝古司	八世紀前半
長野県東野市	3	⑤⑥×③×3 ⑤⑥×③×3 ⑤⑥×③×3	符	余代郷長里正等 余戸里長	八世紀前半	朝古司	八世紀前半
静岡県浜松市	1	⑤⑥×③×③ ⑤⑥×③×③	符	竹田郷長里正等	八世紀前半	朝古司	八世紀前半
福島県いわき市	2	⑤⑥×③×③ ⑤⑥×③×③	郡符	立屋津長伴マ福應	里刀目以下三四人	朝古司	八世紀前半

文化財発掘調査報告」一九九一年。

(6) 以上の郡符木簡については、註(2)平川論文参照。

四 軍団関係木簡

軍団関係の木簡としては二二号および六〇号が挙げられる。二二号には軍団の官人である「少毅」が、六〇号には「信濃團」が見える。二二号は八世紀のごく初期、六〇号は八世紀初頭七二〇年代頃のものと思われる。信濃國の軍団については従来、史料がほとんどなく、これらの木簡の発見は極めて貴重である。軍団は持統朝ないし大宅令制下に成立し、八世紀初頭にその整備が進められた。屋代木簡は、軍団に関する具体的な史料として最古の部類に属し、古代の軍団制研究に新たな光を投げかけるものと期待される。

二二号は、文字の内容・配列から文書木簡と推定される。上下端を切断されているため、原形は不明である。表面には二行の記載があるようだが、内容はほとんど読み取れない。裏面の「使酒人ア刀良」は、この木簡を送達した使者の名を示すものであろう。その下に行をずらして記された

図 72 郡符木簡一覽
(平川、「郡符木簡」1995に加筆)

「少殺□」は、文書の差出側の署名と見てよからう。「少殺」の上に軍団名の記載がないが、所属軍団は文書の書出・形式等から自明であったものと思われる。年紀の記載は見えないが、出土層位から得られる年代観は第四水田対応層Ⅷ世紀初頭前後であり、記載に「郡」字が見られることから、木簡の時期は大宝元年（七〇一）以降、八世紀のごく初期と推定される。

一・二の発信者及び宛先としては、

①軍団→国

②軍団→郡

③軍団→管下（里長ないし兵士等）

④少殺個人→所属軍団

といった場合がありえよう。①・②・④であれば宛先で廃棄、③であれば宛先から再び差出側に持ち帰られて廃棄されたことなる。①・④は上中文書、②は統属・管隸関係のない官司相互の文書、③は下達文書となる。ともあれ、本木簡を廃棄した官司としては、国府、郡家、軍団が想定できる。

六〇号は短冊型の木簡で、表の書き出しには「信濃國」とある。裏には現状で二行書きで歴名と思われる記載がある。年紀の記載はない。出土層位は第三水田対応層Ⅷ世紀前半である。ほぼ同時期に廃棄されたと推測される木簡の中には、「養老七年」（七三三）、「神龜」（七二四・九）の年紀を有するものが含まれている。

信濃國の軍団の名称・所在地等は、これまでまったく不明であった。軍団の数については、兵士の点定法から若干の推測が可能である。軍防令には兵士点定について「同戸之内、每三丁取二丁」とあり、実際上は一戸一兵士が原則であったとされている。これによれば、五〇戸一里（郷）から兵士五〇人がとられ、二〇里（郷）で一軍団が構成される

こととなる。信濃國の郷数は『和名類聚抄』では一〇郡で六〇数郷である（第五章第三節第一項参照）。奈良時代の里（郷）数は不明だが、四〇〇〜八〇〇程度とすれば、推定される軍団数は二ないし三となる。また、信濃國から諏訪國が分置されていた養老五年（七二二）六月から天平三年（七三二）三月の期間に、諏訪國所屬とされた軍団があったとすれば、この時期の軍団数は一ないし二であった可能性がある。ただし、これはあくまで里数から推定される数に過ぎず、実際にはかなり幅を持たせて考えるべきであろう。

軍団の名称についてこれまで知られている全国の事例を見ると、そのほとんどは郡名と共通する団名を称している（図74）。出羽國の出羽団が「國名十団」という形をとるようみえるが、同國には出羽郡が存在し、また同國は国内に一軍団のみが設置された一國一団の國であったと考えられる。出羽國のみえる九世紀後半段階では出羽郡は國府所在郡でもあった。したがって、軍団は出羽郡に置かれた可能性が高く、出羽団も郡名によると理解できる。佐渡國の雄太団も、一國一団であるが郡名と共通する団名を称している。ただ、神龜五年（七二八）四月に陸奥國丹取団が玉造団に名称変更した例があり、ここに示した団名がすべて団設置当初の名称

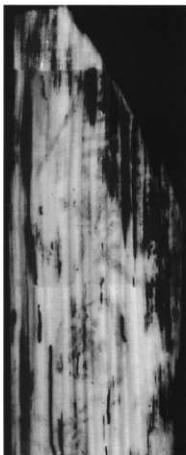


図73 60号木簡「信濃國」部分写真



図5 長屋王家76号木簡
(奈良国立文化財研究所許可済)

てゐる。單の实例としては、直入郡球單(タタミ)郷(豊後国風土記)が知られる。これと同様に、「播信郡」のハン(播)ハニは、唇内鼻音韻尾(シ)のナ行音転用として説明できよう。類例としては、美濃国買茂郡埴生郷(和名類聚抄)が、正倉院文書の大宝二年(七〇二)戸籍では「御野国加毛郡半布里」とあり、「半布里」の半(ハン)↓「埴生郷」の埴(ハニ)という転用を挙げることができよう。

以上から、長屋王家木簡の「播信郡」「讀信郡」は「埴科郡」・「更科郡」を指し、両郡で貢進物の合成を行っていることがわかる。この例からも、「埴科」・「更科」二郡がかつては「信濃郡(評)」といった形の一つの郡(評)を構成していた可能性を考慮すべきであろう。その場合、八世紀初頭の一五号木簡に「更科郡司」と見え、既に「更科郡」が存在していることから、二郡(評)に分かれた時期は大宝令施行時かそれ以前と考えられそうである。とすれば、「信濃團」の成立も大宝令施行前「科野評」時代の評名によるものとして、七世紀にさかのぼるかもしれない。

本木簡が一官司内で帳簿的に利用されたいわゆる記録簡であるか、官司ない人物相互間でやり取りされた文書木簡であるかは、木簡の内容を検討する上で重要な論点である。この点一概に断定はできないが、現時点では記録簡と見なし得る可能性が強い。本木簡の表面調整は文書木簡としては粗雑である(第四章第一節)。また、木簡の上下端の右方を三

角形に削ぎ取る二次的な処置が施されており、こうした処置は屋代木簡の中でも他に類例がない(同第二節)。これは、記載内容に関わる分類ないし確認等の行為にともなう記録簡特有の処置とも考えられよう。

「信濃團」^①「更科郡」^②が意味する内容としては、「信濃團」所属の兵士のうち、(某所を)「遣」れて某所へ「往」く者の匿名を記したものと解される。例えば、

- (A) 「信濃團より連れて更科郡へ往く者」
- (B) 「信濃團。更科郡より連れて某所へ往く者」
- (C) 「信濃團。遣る。更科郡の(所属で)某所へ往く者」

といった読み方が可能である。B・Cは、「信濃團」を作成主体ないし所属先の表記と解し、Cはさらに「遣」までが下文全体にかかる内容と見入る。

「往」については、平城宮跡出土の過所木簡に「依私故度不破関往本土」とあるように、到達地点を示す用例がある(平城宮発掘調査出土木簡簡報)⑥。また、「遁」には「のがる(逃)」・「さる(去)」といった意味がある(類聚名義抄)。「逃る」とすれば兵役からの逃亡の意と解される。「去る」とすれば、「退く」・「罷る」といった意にとつて、兵役の終了・免除と解することができよう。具体的には、

- (a) 衛士・防人や征行時等における国外の出征先での逃亡
- (b) 兵士役自体の終了・免除

(c) 衛士・防人等としての国外上番の終了・免除
(d) 軍団ないし国府における国内分番の終了・免除
といったことが想定できる。(b)は、軍団兵士は六〇歳以上となるか、病氣などで軍役に堪えられなくなった場合に除隊を許された(軍防令簡点次条)。正倉院文書として伝わる因幡国戸籍では、こうした兵士の除隊を

「解」と表記している。(c)の衛士・防人は、軍団兵士の中から上番し、期間は衛士が一年、防人が三年であった(軍防令兵士上番条)。天平十年(七三八)度の駿河国正税帳には「依病退本土二仕丁衛士火頭等」とあり、病氣等によって上番から退くこともあった。また、衛士・防人・行兵士は、帰郷後は上番した期間と同じだけ国内の分番が免除されることとなっており(軍防令兵士以上条・同義條)、これは(d)国内分番の免除にあたろう。(d)の実例としては、多賀城跡出土木簡に「畢番、度玉前割、還本土安積阿会津郡番」と記したものがあり、国内分番の終了を「畢番」と表現している。

本木簡の解釈は上記の組み合わせにより様々に考えられ、いずれが妥当であるか直ちに判断することはできない。ただ、本木簡を記録簡とした上で、現時点で有力と思われる解釈としては、

① 更科郡に本貫があつて其所(筑紫・京など)へ上番から退いた防人・衛士等の歴史

② 更科郡に本貫があつて其所(筑紫・京など)へ上番中に逃亡した防人・衛士等の歴史

③ 信濃団で除隊となつて更科郡に帰郷した兵士の歴史

④ 信濃団での分番から退いて更科郡へ帰郷した兵士の歴史

などを挙げられよう。①・②は上記の読み(c)に、③・④は(a)に対応する。①は、防人・衛士等から帰郷した兵士はその出仕期間と同じだけ国内分番が免じられるから、国内分番免除者のリストとして利用されたことが考えられる。木簡の角が切り取られているのは、あるいは免除が経過した年数を示すための処置とも思われる。とすれば、①は現時点で最も有力な解釈となり得よう。②・③は戸籍・計帳等の作成のための基礎データともなり得る。④については、兵士の国内分番が一〇日程度で入れ替わったことを考えると、その都度こうした木簡を作成したか疑問なしと

しない。むしろ番ごとの兵士リストがあれば用が足りたようにも思われる。

木簡を廃棄した官司の特定も、解釈が確定しないため、現時点では困難である。上記①～④の解釈でいえば、まず考えられるのは軍団で使用・廃棄されたことであるが、②・③については国府の可能性も捨てきれない。ただ、本木簡を記録簡と考える限り、郡家で使用・廃棄されたことはない。文中に「更科郡」と記されていることから、郡家とすれば更科郡家を考えざるを得ないが、これは出土地との関係で不適当である。したがって、本木簡の使用・廃棄場所としては、軍団(信濃団)ないし国府が想定されることになる。

註

- (1) 笹山晴生「日本古代の軍事組織」(『古代史講座』五、学生社、一九五九年)、米田肇介「軍団の成立と特質」(『郡司の研究』法政大学出版局、一九七六年)、橋本裕「軍団についての一考察」(『律令軍制の研究』吉川文館、一九八二年)等参照。
- (2) 直木孝次郎「軍団の兵数と配備の概況について」(『戦日本紀研究』七、一八九〇年八月)のち『飛鳥奈良時代の研究』所収、筑書房、一九七五年。
- (3) 例外は出雲国熊谷郡のみである。「出雲国熊谷郡」に『戦日本紀研究』七、一八九〇年八月、佐敷国はもと雖太郎一郡からなり、養老五年(七二二)四月に賀母・羽茂二郡を分立して三郡となった。また、天智十五年(七四三)二月から天平勝三四年(七五二)十一月まで、越後国に併合された。「律書残簡」によれば、奈良時代の郡数は一二郡である。
- (4) 工藤力男「木簡類による和名抄地名の考察」(『木簡研究』二、一九九〇年)。
- (5) 『寺崎保広「長屋子木簡郡名考証」二編』(『文化財講座』II、一九九五年)。
- (6) 衛士の上番期間は養老六年(七二二)二月に三年と定められた。
- (7) 『宮城野多賀城跡調査研究報告年報一九八四』一九八五年、五五頁。
- (8) 国内分番については、『戦日本紀』慶雲元年(七〇四)六月丁巳条、同宝龜十一年

(七八〇) 三月辛巳、顯慶三代格。天平勝五年(七五三)十月二十一日官符、同弘仁四年(八一三)八月九日官符等の史料がある。なお、北條太一「軍団兵士の訓練に関する一考察」(『日本紀研究』二三四、一九八二年十一月)参照。

(1) 特に、(A)・(C)の読み方では「更科郡」に関する内容とらざるを得ない。(B)であれば「更科郡」を軍団所在地と見て解釈できなくもないが、その場合はそもそも「更科郡」の語を記す必要がないように思われる。なお、本木簡が仮に文書木簡であったとすれば、信濃国から埴科郡死の木簡が埴科郡家で廃棄されたことが考えられる。この場合、本木簡は、何らかの兵役を遂げた者が更科郡から埴科郡へ向かう際に携行し、「過所」的役割を併せ持ったものと解され、信濃国は更科郡に所在したことになろう。

五 出挙関係木簡

○ 四九号

□五十五束 小口

○ 八七号

□五月廿日 稲取入

金刺マ若侶²⁾
金刺マ兄³⁾

○ 一三三号

□戊戌年八月廿日 酒人ア¹⁾荒馬²⁾束酒人ア³⁾□東⁴⁾

これらの木簡の記載様式は、人名+数量(単位は束)を基本としている点共通している。この記載様式からは、これらが出挙関係資料であることを想定できよう。

律令国家の地方財政運用の根幹をなした出挙制を裏付けるかのようになり、近年、各地の発掘調査においては、漆紙文書や木簡のなかに次のよう

公・私出挙関係のものがみられる。

イ) 埼玉県行田市小敷田遺跡三号木簡¹⁾

・ 九月七日五百廿六次四百

・ 卅六次四百八束并千三百

七十小箱 二千五十五束

一五八×三二×二

木簡の年代は八世紀初頭前後とされ、その内容は

五二六×四三六×四〇八¹⁾、三七〇束

一、三七〇束×一・五¹⁾、〇五五束

と、三回の出挙額を累積し、その小計額に五割の利息が加えられている。

ロ) 茨城県石岡市鹿の子C遺跡一七四号漆紙文書²⁾

漆紙文書の年代は八世紀後半頃とされている。

その内容は、出挙に関する三月と五月の貸付け額と九月の収納額を記している。その貸付け額については、例えばb面後半の六人(ア廣足、刑ア廣志)の総計は二七〇束、一人平均出挙額は四五束となる。

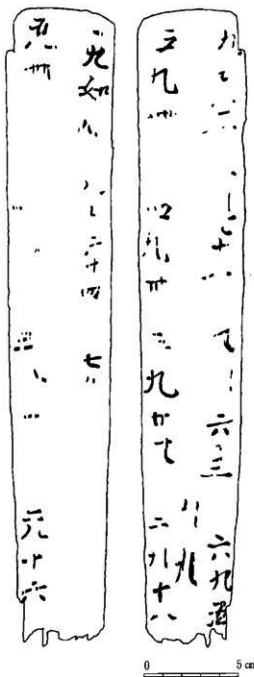
ハ) 富山県射水郡大島町北高木遺跡木簡³⁾

・ ×本利并七十五束又¹⁾□□²⁾

・ □□³⁾□□⁴⁾□□⁵⁾

(一三〇) × 一八 × 六

木簡の年代は八世紀後半頃とされている。貸し付けた稲は五十束(本箱)で、五割の利子が二五束(利稲)、その合計があわせて七五束という内容の出挙に関わる木簡である。



八二号教文

九〇八七
八七〇七
六三三三
六九九五

九〇九四
四九卅
三九廿七
二九八

九〇九四
八〇〇四
七〇〇

五八卅
三八〇
二八十六

図 77 81 号木簡実測図と教文

わが国に数学がもたらされたのは、天文・暦・建築・土木・租税などの計算の必要からであろう。律令制下の大学寮には、算博士二人が置かれ、算生は三〇人と定められていた（職員令大学寮条）。算生は、孫子・五曹・九章・海島・六章・綴術・三開重差・周髀・九司を教科書とした（令算経条）が、特に『孫子算経』には九九算が列記されている。

周知のように、九九算の普及度を端的に示す例は「万葉集」の歌に散見する。

若草乃新手枕乎 巻始而 夜哉将間 二八十一不在国

（巻二一、二五四二番）

若草の新手枕を 枕き初めて夜をや隔てむ 憎くあらなくに
すなわち、「二八十一」は掛け算の九九八十一によってニククと訓む戯書であり、当時の九九算の普及度を示すものであろう。

近年の発掘調査によっても、新たな九九算に関係する資料が紹介されて

いる。なかでも古代に限ってみるならば、平城宮・京跡、藤原宮跡出土の木簡に数多くみられる。

○ 平城宮第四四次調査（6ALG区） SD五七八八出土木簡（〇九一型）
式（平城宮発掘調査出土木簡概観）（六）、七頁、一九六九年）
五七卅五 二七十四……

また、漆紙文書の例としては、宮城県柴田郡川崎町下窪遺跡の九世紀後半から十世紀前半頃の穴瓦住居跡から出土したものがあげられる。

・「百女

・九九八十一 八

便

以上のようなこれまでの九九算に関する出土資料は、すべて九九算のごく一部を習書したものである。八一号のように、九の段や八の段がまった形で出土したのは初めてである。

一、方、九九算に関する古代の史料としては、『口遊』（くちずさみ）が唯一とされ、これは江戸時代まで用いられたという。『口遊』は天禄元年（九七〇）に藤原為光の長男松雄君のために、当時の著名な学者・詩人源為憲の作ったもので、初歩的な公家の常識を教えるための教科書とされ、一九門・三七八曲からなり、その雑事門二一曲には次のような九九算が載せられている。

- 九々八十一 八九七二 七九六十三 六九五十四 五九卅五 四九三
 十六 三九廿七 二九十八 一九々
 八々六十四 七八五十六 六八卅八 五八卅 五八卅 四八卅二 三
 八廿四 二八十六 一八々
 七々卅九 六七四十二 五七卅五 四七卅八 三七卅一 二七十四
 一七々 六々卅六 五六卅 四六廿四 三六十八 二六十二 一六々
 五々廿五 四五廿 三五十五 二五十一 一五々 四々十六 三四十二
 二四八 二四々 三々九 二三六 一三々 二々四 一々二 一々一
 謂之九々

ところで、『口遊』に載せる九九算も八一号の九九算も、今日の九九とは反対に、九九八十一から始まっているが、これは古代中国に起源をもつ形である。『口遊』の九九算表でも明らかなように、八の段の場合、冒頭に八九七十二の部分は省略されている。八一号は、短冊型の表に九の段、裏に八の段を整然と記している。このような九九算表の場合は八九七十二の位置を空けたり詰めたりすることなく、それに代わる文言が必要である。おそらく、裏面の冒頭の「□九九如□」は、残画も参照すれば、「八九如九」と記し、「八九は九の如し」、すなわち八九は九八と同じであると記したと推測される。七の段以下も同様に記載し、例えば、七の段と六の段、五の段と・四の段と、三の段と・二の段というように、九九算を四枚の木札の表裏に記載し、使用の便を計ったものと考えられる。

註

(一) 平川 南「集落跡発見の漆紙文書」(漆紙文書の研究 吉川弘文館 一九八九年)。

第三節 木簡をめぐる諸問題

一 木簡にみえる行政地名

屋代木簡にみえる地名について考察する前提として、まず屋代遺跡群の地が『和名類聚抄』にみえる信濃の郡郷(図78)のどこに比定されるのか確認しておきたい。

第一章第一節に詳しく述べられているように、屋代遺跡群は更埴市屋代および雨宮地籍に広がる千曲川右岸の自然堤防上に位置する。この自然堤防上には雨宮廃寺跡があり、これは貞観八年(八六六)に定額寺とされた埴科郡屋代寺に比定されている。また、その近くの雨宮半日吉神社は、『延喜式』に埴科郡の式内社としてみえる祝(はふり)神社に比定され、この社(よし)が屋代という郷(里)名のもとになったと考えられている。こうした点から、屋代遺跡群が位置する自然堤防の地は、現在のこる屋代という地籍名のとおり埴科郡屋代郷に比定するのが妥当であろう。

屋代木簡のうち、国・郡・郷などの地名を読みとることができるのは二二点を数える。これらについて行政単位の段階ごとにもみていくことにする。

(一) 国名

七四号に「信濃国」と記されている。

国名の表記の用例としては、まず藤原宮木簡に大宝律令施行以前の表記として「科野国伊奈評」がみえる。和銅五年(七二二)に完成した「古事

「記」でも国名には「信濃」ではなく、すべて「科(科)野」の字があてられている。養老四年(七二〇)に完成した「日本書紀」では斉明天皇六年(六六〇)は成条の一カ所で「科野」がもちいられているほかは「信濃」がもちいられているが、継体天皇紀や欽明天皇紀などにみえる人名には「科野(新那奴)」の表記がもちいられている。また、正倉院宝物白布などに捺されている国印や正倉院文書などにみえる人名には「信濃」とある。このほか、「令集解」賦役令調庸物条古記が引く民部省式には国名として「信野」の表記がみられるが、この民部省式は大宝元年(七〇二)から同三年(七〇三)の間に成立したと推測されている。

信濃国の隣国である美濃国では、「三野」の表記が七世紀からもちいられて、大宝律令施行にもなつて「御野」、ついで和銅六年(七二三)以前の段階で「美濃」の表記が公定されもちいられるようになったといわれている³。この美濃国の例にならえば信濃国の場合も、「科野」の表記から、大宝律令施行とともに前述の民部省式にみえる「信野」がもちいられるようになり、和銅六年(七二三)以前の段階で「信濃」の表記が定められたと考えることも可能であろう。「信濃」と表記されている六〇号・七四号はいずれも第三水田対応層から出土した郡郷里制施行(七一五)以降の木簡であり、すでに国名表記として「信濃」がもちいられている段階のものである。

(二) 郡名

「東間郡」と「更科郡」がみられ、それ以外の郡名はない。三六号と一〇二号は郡名の一字目が欠けているが、「東間郡」と記されていたと考えられる。「東間(つかま)」の用字例としてはほかに「日本書紀」天武天皇十四年(六八五)十月壬午条の「東間温湯」がある。これにたいして、「延喜式」と「和名類聚抄」では「筑摩」の字がもちいられている。年紀が明

らかなものによる「筑摩」の初見は、天平勝宝四年(七五二)十月の墨書がある正倉院の白布である⁴。三六号は第四水田対応層、一〇二号は第三水田対応層の木簡であり、少なくとも八世紀前半の信濃国では郡名表記として「東間」がもちいられたということになる。

「更科郡」は一五号・六〇号・七四号にみえる。「延喜式」と「和名類聚抄」では「更級」の字がもちいられているが、その初見は天平二十年(七四八)四月二十五日写書所解(大日本古文书三七八)である。これに対して平城宮跡の和銅年間(七〇八―七一五)に存在したと推定される溝から出土した木簡には、一五号・六〇号・七四号と同じく「更科郡」と記されている。一五号は第四水田対応層、六〇号・七四号は第三水田対応層の木簡であり、とくに七四号の出土した層が七二〇年代(養老―神龜)のものでとされることからすれば、その頃までの段階では郡名表記は「更科」が一般的であったとも考えられる。ただ、長屋王家木簡では「護信郡」(靈龜三年(七一七)頃の年代)と表記されており、「更科郡」と併用されていたともいえる。「埴科郡」と「播信郡」も同様である。また六〇号に見える「信濃國」は軍団名であるが、これと郡名、さらに通つて評名との関連性も考えられる(本章第二節第四項参照)。

(三) 郷(里)名

郡里制の里名がみられるものが一点、郷名がみられるものが二点ある。このうち四点が更科郡の郷名で、ほかの九点はすべて埴科郡の里もしくは郷名である。

六一号の「等信郷」と九一号の「當科郷」は「和名類聚抄」の更級郡當信郷にあたるものと思われる。高山寺本の訓は「唐奈」であるが、名古屋市立博物館本には「タクシナ」と訓がふられている。當信郷の比定地は未詳である。

三五号の「平^郷」は、「和名類聚抄」の高山寺本、流布本ともに訓を「平字奈」とする更級郡小谷郷にあたるのではないかと思われる。

七四号には「更科郡余戸」とある。一六号にも「余戸里」がみえるが、一六号は埴科郡符とみられるのでこれは埴科郡の「余戸里」になる。「和名類聚抄」高山寺本では信濃国に余戸郷はなく、流布本では小縣・佐久向郡に余戸郷がみえるのみであるが、一六号によって郡里制下に埴科郡の余戸里、七四号によって七二〇年代（養老・神龜）頃に更科郡の余戸郷が存在したことになる。

一〇〇号の「伊蘇郷」は「和名類聚抄」の埴科郡磯部郷にあたるものと思われる。「和名類聚抄」には伊蘇郷が伊勢国度会郡と相模国余綾郡にみえるが、このうち度会郡には延喜式内社として磯神社がみえ、「伊蘇」と「磯」が通用されたことがうかがえる。

七三号・七九号・九〇号・一〇〇号には船（舟）山郷がみえ、屋代木簡に最も多くみられる郷名である。現在、更埴市から戸倉町にかけて舟山の地名がこのころ。

七二号の「穴郷」は「和名類聚抄」の埴科郡大穴郷にあたるものと思われる。

七六号・一一四号には屋代郷がみえる。

四 郡郷里制下の里名

郡郷里制は靈龜元年（七二五）から天平十一年（七三九）・十二年（七四〇）頃まで存続したと考えられているが、この郡郷里制下の里名は、第三水田対心層の木簡八点にみられる。このうち七二号の「穴郷高家里」、七三号の「山柏守里」、九〇号の「船山郷井於里」、一〇〇号の「船山柏村里」は郷名が明らかであり、いずれも埴科郡の郷里である。五一号の「郷^郷」^{〔原〕}、六九号の「長谷里」、一〇八号の「山邊^郷」^{〔原〕}、一一

一号の「多里」の四点はどの郷に属す里か不明である。郡郷里制の里名は地名としてほとんど伝わらないといわれているが、船山郷の柏村里に関して、正安三年（一三〇一）に集成された「宴曲抄」に、千曲川の柏村の地名として「塩尻、赤池、坂木、柏崎」がみえ、この柏崎は船山郷比定地付近の戸倉町柏王と考えられている。柏村里との関連は不明ではあるが、柏崎・柏王が「柏」を有する地名であることと、船山の地籍に近接する点で注目される。

註

- 〔1〕「長野県史」通史編第一巻原始・古代、第三章第二節、一九八九年。
- 〔2〕野村忠夫「律令的行政地名の確立過程」（井上光博士退任記念論叢「古代史論叢」中、吉川弘文館、一九七八年。のち「律令政治と官人制」所収、吉川弘文館、一九九三年。
- 〔3〕註（2）野村論文。
- 〔4〕松島順止編「正倉院宝物銘文集」吉川弘文館、一九七八年。
- 〔5〕奈良国立文化財研究所「平城京発掘調査報告書Ⅱ」一九八二年。
- 〔6〕岸俊男「古代村落と郷里制」（日本古代村社の研究）塙書房、一九七三年。な枝、藤田元一「郷里制の施行と靈龜元年式」（上田正昭編「古代日本と東アジア」）小学館、一九九一年。は、郷里制施行を靈龜二年（七二七）とする。
- 〔7〕井原今朝男「信濃國伴野任の交遊と函書」信濃三三五・九、一九八三年九月。

二 木簡にみえるウジ名と部

屋代木簡の二五点に二一のウジ名や部がみえる（図79）。このうち、他の史料によって信濃国に分布するウジ名や部として既に知られていたものは、刑部、小長谷部、金刺舎人、他田舎人、生玉部、物部、尾張部、神人部の八を数え、そのほかの三枝部、金刺部、他田部、若部、穂積部、守部、小野部、酒入部、穴部、穴人部、三人部、石田部、戸田部の一三は信濃国では初見である。これらのウジ名・部を①宮名・王族名を冠するも

のまたは名代の設定伝承があるもの、②豪族名にちなむもの、③職掌にちなむもの、④不明なものの四種に分け、順次考察していきたい。

① 刑部は忍坂部、押坂部、忍壁などともあらわされ、全国各地に分布したことが知られる。信濃国では水内郡などに人名がみえるほか、佐久郡に刑部郷がある。「古事記」と「日本書紀」には允恭天皇の時、大后の忍坂之大中津比売命（忍坂人中姫）の名代として設定したとあるが、敏達天皇の皇子の押坂彦人皇子との関わりや、令制下の解部の職務と結びつけて刑部に関した部としての性格をみる説がある。また、各地への設定やその管掌について息長氏や物部氏など畿内有力豪族が関わっていたとする見解もある。

三枝部は東国に分布がみられる。その設置については「日本書紀」顯宗天皇三年四月戊辰条に「置・福草（さきくさ）部」とみえる。また「新撰姓氏錄」左京神別および大和神別の三枝連の条には、額田部湯坐連と同祖で、顯宗天皇の御世に、饗宴において宮庭に三茅之草があるのを天皇に献じたので三枝部造の姓を賜ったとの所伝がある。顯宗天皇の父である市辺押磐皇子の名代とする説のほか、率川社を祀る三枝祭に関わる部とする説や、三つ子の皇子女の資養を負担する部とする説などがあ

る。小長谷部は東国を中心に分布がみられる。信濃国では天平勝宝四年（七五〇）十月の正倉院宝物白布に「信濃国筑摩郡山家郷戸主物部東人戸口小長谷部尼麻呂（後略）」（正倉院宝物銘文集成）の墨書がみえ、松本市下神遺跡出土須惠器片に「小長谷部真口」の墨書があることから筑摩郡に分布していたことが知られる。「古事記」武烈天皇段に「此天皇、无太子。故、為御子代、定小長谷部也」とあり、「日本書紀」武烈天皇六年九月乙巳条に「詔曰、伝国之機、立子為貴、朕無継嗣。何以伝名。且依天皇旧例、置小泊瀬舍人、使為代与、万歳難忘者也」とあるこ

とから、武烈天皇（小長谷若命・小泊瀬権鷗命）にちなむ名代と考えられる。

金刺舍人・金刺部は欽明天皇の磯城嶋金刺宮の名にちなんでいる。金刺舍人は、信濃国では伊那・諏訪・埴科・水内各郡の郡司層や、諏訪神社の社家などのウジにみられ、他田舍人とともに有力豪族として知られる。他国では駿河国や伊豆国に分布する。宮号を冠する舍人は、地方の有力豪族の子弟を大王の宮に奉仕させ、その資養は地方豪族配下の人々に地方豪族を介して負担させる体制として成立したと考えられている。屋代木簡にはウジ名や個人名に直・連などの明らかなカバネを記したものは一点もないため、木簡に見られる宮号舍人が、かつて舍人を宮に貢上した有力豪族層に属する人物をさすものなのか、あるいはその配下の階層に属する人物をさすものなのか判別することは難しい。金刺部は管見の限りほかに例をみないが名代と考えられる。

他田舍人・他田部は敏達天皇の訳語田幸玉宮の名にちなんでいる。他田舍人は金刺舍人と同様に東国を中心に分布する宮号を冠する舍人である。信濃国では伊那・筑摩・小縣各郡にみえ筑摩・小縣では郡司層のウジ名として知られる。他田部は名代と考えられ、天平勝宝四年（七五〇）十月の正倉院宝物黄織に上野国新田郡の擬少領他田部君足がみえるほか、平城宮木簡や秋田城跡出土の木簡にもみえる。

若帯部は、大宝二年（七〇二）御野国戸籍に本資・加毛・各務・味蜂間各郡の人名にみえ、天平六年（七三四）出雲国計会帳に雇民としてみえる。成務天皇（若帯月）にちなむ名代とも考えられるが、若い天皇または後世の皇太子に準ずる地位の皇子のために六世紀代から七世紀前半の時期に設定された部であるとする説が有力である。

生王部は全国各地にみられ、壬生部・乳部・生部・大生部・丹生部ともあらわされる。「生王部」の例としては、長屋王家木簡に「北宮御埴鏡部

ら、守氏も美濃国に関わりの深い豪族であった可能性が高い。

小野部は管見の限り他に例をみない。小野氏の部曲か。小野氏は「新撰姓氏録」左京皇別下に小野朝臣がみえ近江国滋賀郡小野村を本拠とし、また山城国皇別に小野朝臣と小野臣がみえ、山城国愛宕郡小野郷・宇治郡小野郷を本拠とする。

③ 酒人部は屋代木簡に記されたウジ名・部の中で最も多くみられるが、信濃国ではこれまで史料にはみられなかった。酒人は朝廷で造酒にたずさわったと考えられている。屋代木簡にみられる酒人部は酒人そのものではなく、その資養を負担するために設定された部であると考えられる。

穴人部は『日本書紀』雄略天皇二年十月条に狩の鳥獣を調理するために穴人を置いたとある。屋代木簡にみられる穴人部は、酒人部と同様に、宮廷で鳥獣の肉の調理にたずさわった穴人の資養を負担する部と考えられる。穴人部と穴部の関係は不明。

三人部は管見の限り『日本後紀』弘仁六年(八一五)正月丁丑条に「造養器生尾張国山田郡三人部乙麻呂三人傳智成業、准難生聽一出身」とある例のみである。三人部(三人宅)あるいは三家(三宅)は各地に分布する。屋代木簡にみられる三人部は屯倉の事務にたずさわった三人部の資養を負担する部と考えられる。

神人部は全国各地に分布し、信濃国では埴科・高井郡にみえる。神人については、令制の神祇官神部もしくは使部の前身為朝廷の神祇関係の業務にたずさわったとする説⁹⁾、三輪社神戸の前身である部民とする説がある¹⁰⁾。

④ 石田部の石田は地名には多くみられるが、人名としては『日本後紀』弘仁六年(八一五)正月庚辰条に石田王がみえるのみである。

戸田部は管見の限りウジ名・部や地名としての例がみられない。

世紀	天皇	御名代の部	郡名	伴と部に關係する人名・地名
4世紀末	応神			
5世紀初	仁徳			
5世紀	履中			
	反正			
	允恭	新部(皇孫)	本内? 佐久	新部智麻呂 新部子刀自女 新部
	安康			
	雄略			
	清寧			
	顯宗			
6世紀	仁賢			
	武烈	小長谷部(宮)	筑摩 更麻呂	小長谷部尼鹿(山守部?) 小谷部?
	繼體			
	安閑			
	宣化			
	欽明	金刺部(宮)	伊那 流跡 水内 埴科	金刺舍人八箇(以瀬河段下等・大縣・外從五位下) 金刺舍人貞長(外從五位下) 金刺舍人連守綱(從五位下) 金刺舍人正長(大縣・外從五位下)
	敏達	他田部(宮)	伊那 筑摩 小葉 ・ ・ ?	他田舍人千世堂 他田舍人藤原(大縣・外從五位上) 他田舍人犬鳥(從五位下) 他田舍人藤原(外從五位下) 他田舍人蝦夷 他田真術
用明				
崇峻	倉橋部	筑摩 水内	倉橋部(大縣) 倉橋部(大縣)	

図80 科野の御名代の伴と部(『長野風史』通史編第1巻より転載)

ウジ名・部を概観して気付く点として、まず二二のうち刑部、他田舍人、他田鹿、若帯部、生手部、物部、穂積部、尾張部、守部、酒人部、人部のウジ名・部もしくはそれに類するウジ名・部が大正二年(一九一三)御野国戸籍にみえることである。とくに若帯部、守部、穂積部などこれまで美濃国以外にあまり例が知られていなかったものであり、美濃国が東山道の隣国であることから注目される。

つぎに、金刺舍人、他田舍人、酒人部、穴人部、神人部、三人部のいわゆる「人姓」「人部姓」が多くみられることである。これらの階層性については次のような説がある。一つは「人姓」の前身は朝廷の特定の職掌にかかわる名で、大化前の朝廷には「人姓」の者を組織した「人制」とよぶべきような官司制があり、「人姓」の者は実務を処理する下級官僚とも

が、埴科郡の防人主帳であり、有力階層に属する人物と考えられる。しかしながら金刺舎人の部分でも述べたように、人物の階層は、官位や直・連などのような明らかな姓を伴わないかぎり判別は難しく、したがって屋代木簡にみられる「人姓」「人部姓」からその階層性を明らかにすることに現時点では限界があるといわざるをえない。

最後にこれらのウジ名・部が「信濃」において主権や畿内豪族に奉仕する集団として設定された時期について若干ふれておきたい。①のものは、性格自体が不確実な刑部と三枝部を除き、それぞれが冠する宮号、王族名や設定記事がほぼその成立時期と考えれば、五世紀末の小長谷部から七世紀初めの壬生部にかけて順次設定されたものと考えられる。②は明確にはわからないが、尾張氏が内廷にかかわり、物部氏が大伴氏にかわって大和王権内で勢力をのびたのが継体朝のころだとすれば、六世紀以降に設定されたものである可能性が考えられる。③は①の金刺舎人、他田舎人に準じて考えれば、六世紀前半以降に設定されたことになる。

註

- (1) 本項では以下全般にわたって、「日本古代人名辞典」(吉川弘文館、一九五八・七七年)、「日本古代氏族人名辞典」(吉川弘文館、一九九〇年)、佐伯有清「新撰姓氏録の研究」(吉川弘文館、一九六〇・八四年)を参照した。
- (2) 刑部については、園田香融「皇祖人兄御名人部について」『日本書紀研究』三、福書房、一九六八年、のち「日本古代財政史の研究」所収、福書房、一九八一年、成清弘「オサカベ再考」『続日本紀研究』二二八、一九八三年八月、早川万年「刑部について」『続日本紀研究』三二一、一九八四年二月、など参照。
- (3) 三枝部については、埴道道三「三枝(福部)部について」『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八一年、参照。
- (4) 埴山博士「日本古代書府制度の研究」I 第一章三、東京大学出版会、一九八五年。

(5) 直木孝次郎「大化前代における美濃について」『日本古代の氏族と大皇』福書房、一九六四年。

(6) 岸俊男「新朝立後の史的意義」(ヒストリア二〇)、一九五七年十月、のち「日本古代政治史研究」所収、福書房、一九六六年。

(7) 大橋啓祐「名代・子代の基礎的研究」(日本古史研究会編『論究日本古代史』学生社、一九七九年、のち「日本古代の王権と氏族」所収、吉川弘文館、一九九六年)。

(8) 新井善久夫「古代の尾張氏について」(信濃二、二十一、一九六九年、二二頁)。

(9) 直木孝次郎「人制の研究」(日本古代國家の研究、青木書店、一九五八年)。

(10) 美濃郡「六・七世紀の在地における身分関係」(続日本紀研究)一六三、一六四、一九七九年十月、のち『続日本紀研究』所収、吉川弘文館、一九八九年。

(11) 註(9) 直木論文。

(12) 平野邦雄「無姓と無姓の農民」(大化前代社会組織の研究、吉川弘文館、一九九〇年、註(10) 美濃論文)。

三 「布手」「郡作人」「稻取人」

(一) 布手 (一〇号)

布は麻布を指し、古代においてはごく一般的な織物であるが、「布手」という語はこれまでには知られていない。しかし、「手」によって手工業生産に携わる人間の役割を示した言葉については、次に挙げるようないくつかの例が知られている。

織手 ～ 『合集解』職員令織部司条古記引別記

鑄手 ～ 『類聚三代格』延暦十五年八月二日官符

作器手 ～ 『類聚三代格』承和四年四月一日官符など

写書手・装漚手・造紙手・造筆手・造墨手

職員令図書寮条

番上匠手・金銀銅鉄手・木石上瓦角匠手・織錦綾羅手・織柳箱手

（天平十七年八月内匠察解）（大日本古文書二一四五）

右の例は手工業に関わるものを中心に挙げたが、その他にも国府の「書手」や遣唐使の「水手」、儀式などにおける「射手」「最手」などの用語も知られる。

古代においては、こうした役割を示す用字としては「手」のほかに「生」も知られる。律令の規定では、中央官庁では主に学問や特殊技術を学んだり実践する人々を「生」で表し、文章生などの学生や算生、養生、天文生などがこれにあたる。また、律令規定に見られないもので、「手」と「生」が同じような役割を指していると考えられるものがある。国府の「書生」は「書手」とも記され、国府ではたらく下級の書記としての役割を示す語であった。また、地方で綾や羅を織った「織生」の存在も知られ（天平十年度藤原正親朝）、これは先に挙げた「織手」とほぼ同義のものであろう。こうした例からみて、「布手」は布の生産に従事する者として、錦・綾・羅の生産における「織手」や「織生」のような、織布作業者の呼称とみておきたい。

布手を織布業者とみた場合、興味深い問題が生ずることになる。一般に、この時代の日常生活における織布作業は女性の労働として認識されているが、一〇号に「布手」として列記された人名を見ると、「金刺ア富止」「金刺舎入真清」などすべて男性名と考えられるものであり、明らかに女性名と判断されるものが見当たらない。おそらく、この木簡に列挙された「布手」はいずれも男性であり、布を織る作業に男性が従事していたことを示している可能性が高いのである。古代の信濃国は、周知のように布を特産物としており、「延喜式」（主計式）に信濃国の調庸として布の貢進が規定されて、正倉院宝物にも信濃国から貢進された調庸布の現物が伝存する。こうした信濃国の特性を踏まえるならば、在地における布の生産のあり方自体をあらためて考えなおさなければならぬであろう。

まず貢納制の視点からは、調の品目の物産生産は、貢納を指定された課口が個別に生産する形態もあり得たかもしれないが、これまでに明らかにされたところでは、塩の生産などは大規模な製塩工房でのまとまった生産が想定されている^③。地方においては、貢納物生産専門の場が形成されていた可能性が高く、信濃国の場合には、貢納を目的とした布を生産する場の存在が想定できるだろう。また、一方で、こうした物産生産のあり方は、地方豪族による在地での伝統的生産構造を示すとともに、これを基盤とした交易の問題にも関係する。地方豪族の経済活動を考えしていく上で、きわめて重要な資料と位置づけられる。

さらに一〇号の特徴として注目されるのは、「布手」の語の下に符号とみられる「レ」が付されていることである。必ずしも全ての「人名十「布手」」のあとにこの符号が付されているわけではないので、釈文の解説では合点とみて、何らかの照合によるものかとした。織布作業についての照合が管理主体によってなされたことも考えられよう。織布作業の場かあるいは作業の管理主体が付近に存在した可能性が高い。

しかしながら、木簡自体の観察では、表面の墨痕の残り方や墨色の具合などからみて、この符号は追筆とは考えにくい。人名と「布手」と「レ」はひとまとまりの情報として同時に記されているようである。今後の課題として、この木簡がどういう目的で記されたのかという視点から、木簡の使用と布手という用語との関係についても追究していく必要がある。

また、一〇号とは別の記載のしかたで、五九号には「人名・数量・「布」」が列記されている。これら二点の木簡は作成年代が異なっており、一〇号は七世紀末から八世紀初頭のものと考えられる（本章第一節）。こうした点を踏まえるならば、「布手」と記す記載様式は、「布」とのみ記す帳簿様の木簡との作成目的の違いだけでなく、同種の記録における時代による記載様式の変化をも考慮しておく必要があるだろう。

(二) 郡作人 (三三号)

「作人」は田作の労働者か、または造営工事や手工業生産に携わる労働者を指す語であろう。「郡」が冠せられていることから、郡司の統率下に集められる作人を指す呼称とみられる。また、「郡」の語から、三二号自体は大室令制以降のものと考えられる。

田作の労働者とみた場合、九世紀の例ではあるが、福島県いわき市荒田目条里遺跡第二号木簡が参考になろう。この木簡は郡符であるが、命令内容として三四人の人間を「田人」として召集している。この郡符には「右田人為以今月三日³上面職田令³殖³如件」と見えて、田人たちが職田(郡司職田のことであろう)の田植え作業に駆り出されていることが知られる。このように郡司が一般農民を動員して田作の経営を行っていたことを背景として考えれば、田人と作人という呼称の違いはあるが、「郡作人」も一般農民の中から郡司によって動員された耕作者としての意味合いが強い言葉かもしれない。

また、造営工事の労働者とみた場合、一一四号の郡符木簡に見られる「宮室造人夫」「殿造人」といった労働の微発形態との関連性も考えられる。さらに、手工業生産の労働者とみた場合には、一〇号の「布手」との関連性も考えられよう。こうした郡司による労働力微発を前提として、「郡作人」の役割についてはあらゆる作業を想定することができる。

(三) 稲取人 (八七号)

「稲取人」は稲を取るという行為を行った人の呼称である。稲の使われ方・運用形態を考えたととき、この木簡の冒頭に記された「五月廿日」という日付が重要である。

当時の出挙運営においては、春三月と夏五月ごろに稲を貸し付けて、秋

に利息を付して返納する。五月二十日はまさに出挙稲の貸し付けの時期にあつたのである。茨城県石岡市鹿の子C遺跡出土の第一七四号漆紙文書では、三月と五月に列記された各人に對して一人当たり一〇・二〇・三〇・四〇束というように一〇の倍数束の稲が貸し付けられたことを記録している。八七号の「金刺マ若佐」の下に見える「廿」も、出挙稲の束数を示したものである。こうした出挙稲の貸し付けの場を念頭に置いて考えるならば、「稲取人」は出挙稲を受け取った人を指す語と考えるのが妥当であろう(本章第二節)。

稲の出挙は古くは「貸稲」(いらしのいね)として史料上に見られ、これが律令制の用語としての「出挙」へと名称を変えたものと考えられている。「稲取人」についても、あるいは律令制の用語の確立以前の言葉である可能性もあろう。

いずれにせよ、この木簡は稲を貸した側が借りた側の人名を「稲取人」としてまとめて記録したものと考えられ、この木簡の廃棄された場所の付近に出挙の管理を行う主体が存在した可能性を示すものである。

註

- (1) 義江明子「古代の村の生活と女性」(女性史総合研究会編「日本女性生活史」一、原始・古代、一九九〇年、東京大学出版会)など。
- (2) 「長野県史」通史編第一巻原典・古代、第三章第三節および第四章第三節、一九八九年。
- (3) 小浜市教育委員会「関津製塩遺跡」一九八〇年。
- (4) 財団法人いわき市教育文化事業団「木簡は語る」(展示パンフレット)一九九五年三月。
- (5) 舟尾好正「出挙の実態に関する一考察」(史林)五六一五、一九七三年九月。

四 木簡の字体・異筆

屋代木簡は、第五章第一節で述べたように時期的にいくつかのグループに分けられる。このうち七世紀のものを含む第四水田面から出土したグループでは、他の遺跡で発見されている七世紀の文字資料に共通した字体の特徴がみられる。こうした特徴を、いくつかの例を挙げながら指摘しておきたい。

何点かの木簡には、刑部・金刺部・酒人部・穴人部などの部姓の人名が見られるが、この「部」の異字体は、八世紀以降に多く見られるカタカナの「マ」に似た字体ではなく、「ア」に近い。縦画を長く伸ばす点が特徴的な字体である。典型的な例でかつ年代（戊戌年一六九八）も明らかない三号の写真を図84—1・2に、字面のよく見える例として一九号の写真を図84—3に掲げた。これに似た字体の例として、他の遺跡での七世紀の出土文字資料を比較のために掲げておくこととする。図84—4は飛鳥京跡出土一七号木簡、図85—7は石神遺跡出土須恵器である。屋代木簡は、第四水田面以前の時期には、すべてこの字体で「部」が書かれており、以後の時期のものになると「マ」に近い字体のものが見られるようになる傾向がある（図85—5、六九号「若帯マ」参照）。

また、「人」の字についても、図84—1・2・3に見られるように、二画目を横に引く字体のものがある。この点は同時期のすべての「人」の字に共通しているわけではないが、やはり新しい時期の木簡には例が少なくように思われる。図85—7の石神遺跡出土須恵器の「秦人」のように、七世紀の資料に類例が見られ、この字体も古い時期に見られる特徴として考えることができるであろう。

図85—6は四六号（乙丑年一六六五）である。裏面の「他田舎人」は、「他」は偏と旁がわりあい離れ、「舎」は左右にはらう字画が伸び、いずれ

も比較的横に伸びやかに広がった字体が特徴的である。「舎人」については、図85—8に掲げた静岡県伊豆長岡町大北二四号横穴出土の石櫃の銘文「若舎人」が非常によく似た字体である。この石櫃は、伴出した須恵器から、七世紀後半のころから八世紀初めころのものと考えられている。

四六号については、さらに興味深い点がある。表面の「乙丑年十二月十日酒人」と裏面の「古麻呂」は、字面の太さや墨痕のにじみぐあいからみて同筆とみられるが、「他田舎人」の部分は異筆のようである。八世紀以後にみられる文書では、署名に際しては一般に姓名のうちの名の部分だけを本人が自署するが、四六号では姓の方を自署している可能性が考えられるのである。この点は結論を急がずに検討を進めるべき問題であるが、屋代遺跡群の古い時期の木簡には姓名の姓の部分だけを列記したものが多く見られることも、あるいは関連性を持つ問題かもしれない。

註

(1) 奈良県教育委員会「飛鳥京跡」(1971)一九八〇年。

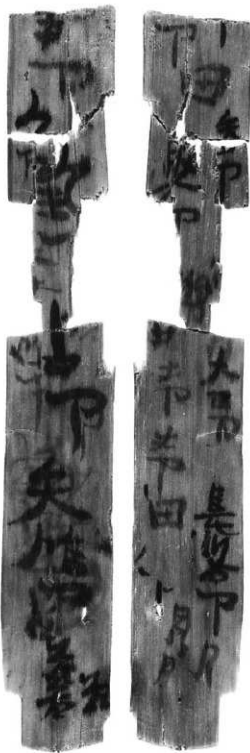
(2) 「石神遺跡の調査（第一次）」奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」(1973)、一九九三年五月。

(3) 大北二四号横穴出土一七号石櫃（伊豆長岡町教育委員会「大北横穴群一九八一—一九八〇年」）。

五 信濃国における官衙問題

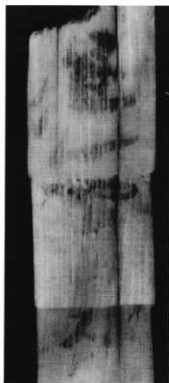
屋代木簡の豊富な内容は、埴科郡家、更科郡家、信濃国の軍衙、信濃国府などの問題に再考をせまるほどの素材を提供している。そこで、ここではまず信濃古代史にかかわる主な論点の研究史について概観したい。

(一) 研究史の整理



4

(奈良国立歴史民俗研究所附属博物館写真提供)



3

一九号
酒人ア男

飛鳥京跡二七号木簡
 □ 矢田ア
 □ 大田ア
 □ 長小谷ア
 □ 田 丈ア 田 丈ア 田 丈ア
 □ 財ア
 □ 占ア ア
 □ 矢作ア 若若
 □ 月 月



1

二三号裏
酒人ア



2

二三号裏
酒人ア
 □ 方
 □ 方
 六人ア

図 84 木簡の字体・異筆 (一)



6

四六号
 ・「乙丑年十二月十日酒人
 ・「他田舎人」古麻呂



5

六九号表
 若帯マ



8

〔大北横穴群〕(伊豆長岡町教育委員会)より転載、同教育委員会許可済

大北二四号横穴Ⅱ―石櫃
 若舎人



7

〔飛鳥・藤原宮発掘調査概報〕四
 (奈良国立文化財研究所)より転載、同研究所許可済

石神遺跡須恵器

秦人ア佐
 三野国加

図85 木簡の字体・異筆(二)

①科野国造の系譜と根拠地

「科野国造」については、「古事記」中巻神武天皇の条、および「先代旧事本紀」巻十の国造本紀に意富臣、火君、大分君、阿蘇君等とともに神武天皇の第二皇子「神八井耳命」を祖としていることが記されている。また、いわゆる「阿蘇氏系図」でも科野国造は神八井耳命を祖とし、金刺舎人、他田舎人を分出したとしている。これらによれば、科野国造は中央の多氏の同族で、神八井耳命の孫の建五百建命という人物が崇神朝に初めて任命されたということになる。阿蘇家伝来の「阿蘇氏略系譜」の史料的性格については、田中卓が科野国造となった金刺舎人・他田舎人両氏と阿蘇氏は同族であったこと、大化改新後に科野国造から諏訪評督系と諏訪大神大祝系の二流に分かれたこと、阿蘇神社の主祭神とされる武五百建命は科野に進出し、その子瓶玉命が阿蘇に移住したという伝承は基本的に正しいことなどを指摘した。これをふまえて「長野県の歴史」(山川出版社、一九七四年)では金刺舎人氏、他田舎人氏は阿蘇氏と同様に多氏と同族であり、科野国造はのちの小縣郡を根拠地としたとしている。

この説が一九八〇年代半ばまでの通説であったが、「長野県史」通史編第一巻原始古代(一九八九年)では、五世紀の科野国造は多氏ではなく科野直氏で、当初の根拠地は更級郡にあったと推定され、六世紀の継体・欽明朝以降、科野国造家は更級郡に根拠地を持つ科野直氏から金刺舎人氏、他田舎人氏に分かれ、伊那郡に根拠地を移したとする新説が提出された。この新説は最近の「諏訪市史」上巻(一九九五年)でも基本的に踏襲されている。

先にふれたように、科野国造の根拠地として、これまでの通説では後の小縣郡に比定してきた。その根拠は、「万葉集」巻二十に「国造小縣郡他田舎人大島」とみえ、いわゆる律令国造が小縣郡に存在したことや科野国

造の後裔氏族としての他田舎人氏が主として小縣郡に多く見られること、「和名類聚抄」の小縣郡に「安宗郷」が見え、科野国造と同族の阿蘇氏との関連が考えられ、多氏の定着によって付けられた地名であると思われること、安宗郷の中心に国魂神を祭る式内社である生島足島神社があることなどである。なお、後述するが奈良時代の当初の国府所在地が小縣郡に想定されていることも、科野国造の根拠地をどこに求めるかという議論と相互に関連する問題である。

②信濃の郡・郡家

古代における信濃国の郡については、平安時代に編纂された「延喜式」(民部式)に「伊那、諏方、筑摩、安曇、更級、水内、高井、埴科、小縣、佐久」の一〇郡が記されている。「和名類聚抄」も「諏訪」と表記されている以外は基本的に同様で、七〇一年の大宝令で郡制が確立した段階でこれらの一〇郡は成立したものと考えられている。それ以前の大化改新後の孝徳朝から天武・持統朝にかけて整備された「評」制については、信濃国においてはこの一〇郡が基本的に評段階で成立していたものと考えられている⁹⁷⁾。

ところで、これらの郡家の所在地については明確ではないが、郡家の遺構については飯田市の恒川遺跡や岡谷市榎垣外遺跡がそれぞれ伊那郡家、諏訪郡家の候補地とされている。このうち恒川遺跡については、近年正倉跡と思われる掘立柱遺構が検出されたが、確実な郡庁跡の遺構は検出されていない。

③埴科郡家、更科郡家

屋代遺跡群周辺に埴科郡家ないしその関連施設が存在したと考えられる点についてはすでにふれた。そこで屋代木簡に関わる埴科郡家および更科

那家についてまとめておきたい。

埴科郡家の所在地については、更埴市屋代地の西端に「郷津」なる地名があり、これが郡家と関連する可能性があることなどから、古代の屋代郷ないし大穴郷など更埴市屋代地区の自然堤防上周辺に比定する説や、あるいは更埴市寂時・鍬物師屋地区のいずれかに想定されていた。また、更科郡家については、更埴市八幡に残る「郡」地名からその付近に推定されている²⁹⁾。なお、屋代木簡の出土により、埴科郡家ないしその関連施設については屋代遺跡群周辺に想定できる可能性が高くなったといえよう。

④ 信濃国府

これまで、信濃国府については、文献史料の上では十世紀に編纂された『和名類聚抄』（流布本）巻五の信濃国の項に「国府在筑摩郡」の注記があることから、平安時代中期には筑摩郡に国府が存在したことが知られている。しかし、律令制の成立した当初は小縣郡に国府が所在したとする説が定説となっている。この説では、平安時代の初期、長岡京から平安京に都が移ったころ、信濃国でも小縣から筑摩へ国府が移ったとしている。なお、七二一年から七三二年の間、信濃国から諏訪国が分置され、諏訪国府が所在したと思われるが、その所在地については諏訪国の範囲や信濃国府の位置とも関わっていくつかの説が出されている。

小縣郡に国府の所在地を想定する根拠は、第一に国分寺跡の存在である。上田市国分の地において一九六三年からの発掘調査によって国分僧寺跡・尼寺跡が確認されたことから、国分寺と国府は一般的な傾向として通常近接した所に立地するという点から小縣郡に国府を推定した。第二に、小縣郡が律令制以前の国造の所在地（前述）と想定されたことである。第三に諏方、更級・埴科、佐久地方を結ぶ交通上の要地と考えたことである³⁰⁾。

しかしながら、信濃国府については、それを証する遺構・遺物のいずれも確認されていない。今後、信濃国府については前述した科野国造や、科野における「県」や屯倉、さらには東山道のルートなどもあわせて検討すべき問題であろう。

⑤ 官道としての東山道

奈良時代の東山道のルートについては不明だが、『延喜式』（兵部式）には駅馬の置かれた駅家と伝馬の置かれた郡名が記されている。

美濃国から神坂峠を越えた東山道は、伊那郡の阿知・青良・賢難・宮田・深沢の各駅を北上し、善知鳥峠を越えて筑摩郡の覚志駅に至る。平安時代には覚志駅と次の錦織駅の間に国府（いわゆる筑摩国府）があったと考えられている。錦織駅から本道は保福寺峠を越えて小縣郡の浦野駅から千曲川を渡り巨理駅に至る。奈良時代には小縣郡に国府（小泉国府）が想定され、佐久郡の清水・長倉の駅から確氷峠（入山峠）を越えて上野国へ至る。なお、錦織駅から本道と分かれた道は、更級郡の麻績駅から犀川を渡り水内郡の巨理・多古・沼辺の各駅を経由して越後国へと向かっている。

また、伊那郡・諏方郡・筑摩郡・小縣郡・佐久郡の各郡家には伝馬が置かれていた。

これらの『延喜式』の記載が、律令国家成立の当初からのルートであったかどうかについては確証はない。いわゆる律令制以前の「古東山道」のルート（図88参照）から、令制「東山道」への転換の時期やその当初のルートなどについても今後の課題であろう。

このほか、『続日本紀』にみえる大宝三年（七〇二）十二月壬寅条の「美濃国岐蘇山道、和銅六年（七一三）七月戊辰条の「吉蘇路」の記事については、相互に別のルートと考え、大宝年間に神坂峠越えの官道が開かれたが、不十分であったために和銅年間に木曾谷を通る吉蘇路を開いたと考え

る説と、両者を同一ルートと考え、従来からの神坂峠越えが不便なために大宝元年に木曾谷ルートを着手したが、難工事のため和銅年間に完成したとする説がある。

なお、『合集解』考課令殊功異行条の古記には「須芳部」（諏方部）主帳が「須芳山嶺道」の調整を行ったことが記されている。「諏訪市史」上巻（一九九五年）では、これを大門峠ないし和田峠經由の諏方郡と小縣郡を結ぶ伝馬の道としている。

〔二〕屋代木簡と官衙問題

①屋代木簡が示す官衙的様相の諸側面

本項ではこれまでの検討のなから、特に屋代木簡が示す官衙的様相の側面に関して若干の整理をしておく。

これまでの屋代木簡の検討から、次の点が明らかになった。

屋代木簡には数点の九世紀の木簡が含まれるが、その中心は七世紀第3四半期から八世紀の前半、郡郷里制下（七二五年～七四〇年頃）^①までの時期の木簡群である。そのうち、七世紀の木簡および郡里制下の木簡には文書木簡が多いが、郡郷里制下の木簡から荷札木簡の占める割合が増加する。文書木簡の中には、公式令に規定された符式や解式の文書簡のほか、人名を列記した歴名様の記録簡、出挙に関わる記録簡や九九算木簡など、多様な木簡が含まれる。このことは、屋代遺跡群近辺には七世紀後半から八世紀前半まで一貫して文書の授受、記録の作製に関わる官衙的施設が存在したことを示す。

文書簡についてはその授受関係が、記録簡についてはその内容が問題になる。まず文書簡のうち「更科郡司等」に宛てた国符木簡（一五号）が、埴科郡に属す屋代遺跡群から出土したという事実は、次の二つの可能性を示す。第一は、国符木簡は広域ブロック行政圏である更科郡―水内郡―高

井郡―埴科郡と通送され、最終地である埴科郡家ないしその関連施設で廃棄されたという可能性。第二は、国符木簡は国司からまず「更科郡」に宛てて送られたあと、水内―高井―埴科の各郡を通過され、発給元の信濃国府（国司）に戻された。したがって、第一の場合は屋代遺跡群の近辺に埴科郡家ないしその関連施設の存在を想定することになるが、第二の場合は信濃国府ないし国の行政に関わる施設が所在した可能性があることになる。

この点を考えていく上でも、次の軍団関係の木簡が存在することの意味はきわめて大きい。軍団の少殺が発給した文書簡（二二号）、信濃団にかかわる記録簡（六〇号）の二点である。前者は軍団の少殺が発信した文書を受け取った、ないしは回収した官衙が所在したことを示す。受け取った官衙の場合、それが郡家（郡司）なのか国府（国司）なのかは文書内容がわからないので明らかにできない。また、回収したとすると屋代遺跡群周辺における軍団の存在を示すことになる。

複数の宛所の異なる郡符木簡（一六号、一一四号）が出土したことから、郡符木簡は宛所で廃棄されるのではなく、発給元である郡家ないしその関連施設に戻ってきて廃棄されることが明確になった^②。そのことから、屋代遺跡群周辺には埴科郡の郡家ないしその関連施設が存在したことが推定される。

荷札木簡は郡郷里制下の時期に集中し、屋代遺跡群近辺に貢進物を集積する施設が存在したことを示す。荷札木簡のなかには、埴科郡内の各郷里からのものと、更科郡内の郷里名を記したものとが存在する。特に後者については、埴科郡家の範囲を越えて少なくとも複数の郡に関わる収納が行われていたことをもがたっている。

また「信濃国」更科郡余□□と記された荷札木簡（七四号）は、国名から記す様式からみると、宮郡出土の荷札木簡との共通性を考えさせる。し

かも国名が追記されていることから、追記した場所(機園)が問題になる。

記載様式はわからないが、二点の「東間郡」にかかわる木簡も存在する。これらの木簡は、埴科郡家と筑摩(東間)郡家との郡レベルでの交流を示すと考えるか、あるいは個別の郡家を越えた広域行政ブロックの問題としてとらえるか、ないしは国府の機能の問題を考えるとということになる。

以上の屋代木簡の特徴から、屋代遺跡群との関連を考慮すべき官衙は、埴科郡家ないしその関連施設、次に信濃団、さらには信濃国府ないしその関連施設であろう。

②埴科郡家・信濃団・信濃国府をめぐって

屋代遺跡群の性格については、郡符木簡から埴科郡家ないしその関連施設が近辺に存在したことが想定される。また、軍団関係の木簡や荷札木簡における埴科郡以外の更科郡に属す郷里からの荷札の存在など、埴科郡家のみでは理解できない側面のあることについてはすでにふれたところである。律令制成立期の「郡家」を含む複合的な機能を持つ地方官衙の存在は、実は静岡興浜松市の伊場遺跡ですでに論点となっていた問題であった¹³⁾。しかし、官衙の遺構が確認できていない現段階では、屋代遺跡群周辺に存在した官衙の性格については、今後の遺構・遺物の整理を待つ必要がある。特に、屋代遺跡群③区の各水田対応層から検出された遺物に、木簡以外の大量の木製祭祀具が含まれる点は、他の地方官衙とも共通する点であり、祭祀の性格の分析が待たれる。

屋代木簡のなかには、信濃団、信濃国府の存在を考慮すべきものがある。まず、一五号(国符木簡)の機能から更科郡・水内郡・高井郡・埴科郡の四郡をひとまとまりにした広域行政ブロックの存在が想定される点は

重要である。そこでまずこの点から考えることにしたい。

更科郡に属す郷里の荷札木簡が三・点出土していることは埴科郡と更科郡が密接なつながりをもっていたことを想定させる。つまり、埴科郡家ないしその関連施設が存在した当地には、埴科郡のみならず更科郡からの物資が運上されるような施設も存在していたのである。このことが律令制以前からの在地の秩序を反映するものとすれば、両郡がかつては一つの郡(評)であった可能性を考慮する必要もある。

この両郡については長屋王家木簡七六号に「播信郡」「護信郡」とみえる¹⁴⁾。前者は「埴科郡」、後者は「更科郡」のことで、この木簡の検出されたS E 四七七〇井戸からは寛龜三年(七一七)の年紀を有する木簡が出土していることから、同木簡もその頃のものと考えられる。なお「埴科郡」の表記の初見は二条大路木簡(S D 五一〇〇、天平三年から十一年頃の年代が与えられている)の埴科郡からの桂の荷札木簡で、「更科郡」は一五号が最も早い事例である。次いで、平城宮出土木簡(第四次異名)に「更科郡」とみえ、また「更級郡」は正倉院文書の天平二十年写書所解に「更級郡村神郷」としてみえるのが早い例である(本章第三節第一項参照)。長屋王家木簡の七六号木簡で、両郡の名前が同一の木簡に記されていることの意味は、両郡からの貢進物が貢進過程でひとまとまりに記されていることがあったことを示しており、そこに律令郡制成立以前の評の秩序が反映していることとみることが可能である。すなわち両郡がかつて一つの「科野評」として存在した可能性、さらに六〇号の軍団名「信濃團」はその科(信)野評にもとづくのではないかという可能性が指摘できる。因符木簡が示す広域にわたる行政ブロックの存在や、荷札木簡が示す郡域を越えた徴税システムのは、律令制以前の在地の秩序の存在(遺制)を考える手がかりになると思われる。

こうした在地の実態という点では、更科・水内・高井・埴科の四郡にわ

たる広域行政ブロックの存在とともに、信濃国内の他の六郡についても何らかのブロックが当然想定される。しかもそうしたブロックの存在を考慮する上では、信濃国における律令制成立以前からの地方首長層の伝統的支配圏、さらには官道（駅路、伝路）の経路の問題を考慮に入れる必要がある。

すでにふれたように、平安時代の信濃国には伊那・諏方（諏）・筑摩・安曇・更級・水内・高井・埴科・小縣・佐久の一〇郡が存在した。これらの郡の成立は大宝令によると考えられている。おそらく八世紀前半の時期には、「延喜式」などにみられる一〇郡がすでに成立していたと考えることができる。

次に、東山道支道ルートは郡で言うならば、筑摩郡・更級郡・水内郡を通じて埴科郡は官道ルートからはずれている。東山道支道が八世紀前半に「延喜式」のルートと同一であったという証拠はないが、越後へ抜ける道ということになれば大幅な異同は認め難い。

以上のことを踏まえると、郡を単位にした広域行政ブロックは、ブロック内部を官道が通ることを前提に考えるべきではないかと思われる。したがって、信濃国における広域行政ブロックは、伊那・諏方・筑摩・安曇・更科・水内・高井・埴科／小縣・佐久の一〇郡を四ブロックないし、伊那から安曇までを一ブロックにした三ブロックを想定できるのではないかと。そこで問題になるのが、こうしたブロック群の中心に位置すべき国府の問題である。国府から国内に一齐に命令が伝達されたとすれば、国府は官道に近接しつつ、こうした三ないし四ブロックの中心に位置する必要があるからである。そうした条件を満たし得る郡は小縣郡、筑摩郡、あるいは三ブロックの場合は埴科郡ないしは更科郡を加えることができる。

このように考えてくると、一五号の国符木簡の宛先が「更科郡司等」であったことの意味は、この国符木簡が発給された当時、国府所在郡と宛先の筆頭に記された「更科郡」は駅路ないし伝路などを介して郡域が接して

いたことを示していると思われる。

信濃国府の所在地については、先に整理したように、当初は小縣郡に所在したとする見解が通説であった。しかし、小縣郡に国府が存在したことを推定できる年代の上限は、信濃国分寺の建立された八世紀半頃であり、下限は「和名類聚抄」に国府が筑摩郡にあるとされている九世紀頃までということになる。つまり、国分寺造営以前の時期にあたる「諏方国」が置かれた七二一年〜七三一年頃とそれ以前については、「諏方国」の範囲とも関わって信濃国府の所在地には今のところ決め手がない。

一般的に初期国府のあり方について、青木和夫は、『出雲風土記』に「国庁意字郡家」とある点について、「国庁」と意字郡家「ではなく「国庁たは、意字郡家」と解釈し、風土記の撰上された天平六年（七三四）の時点で、国庁と郡家が同居していたと考える可能性を指摘した。つまり、律令国家成立期の当初から国府が完備していたのではなく、初めは郡家に付属する形で国府が存在した可能性があるという説である。またその後の国府遺跡の発掘によっても、国府（国庁）の整備は八世紀半ば以降に本格化することが山中敏史によって明らかにされている。

これまで述べてきたことから明らかにするように屋代遺跡群の周辺に初期の信濃国府が存在したことの可能性は指摘できるが、その存在を直接示す資料はみいだすことができない。屋代木簡のなかにみられる埴科郡家を超える諸要素は、むしろ律令制以前の地域の秩序の問題や、交通路の変遷、周辺遺跡の状況などを視野に入れながら、屋代遺跡群全体の整理のなかでさらに考えていくべき問題であろう。

註

(一) 阿蘇氏系図にはいくつかの写本があるが、阿蘇神社の社家の所蔵にかかるといわれる「異本阿蘇氏系図」は『神皇正統記』に所収されている。

- (2) 「古代阿蘇氏の一考察」(神道文化会「高千穂・阿蘇」一九六〇年)。
- (3) 「長野県史」通史編第一巻原始・古代、第二章第三節、一九八九年、関光一・科野園造の氏姓と氏族の展開(信濃の歴史と文化の研究、一九九〇年)。
- (4) 「諏訪市史」の当該部分を執筆した井原今朝男は「阿蘇氏系図の諸問題」(「諏訪市史研究紀要」三二)一九九一年三月、本書、この新説を批判的に繼承した。
- (5) 「上田小集誌」第一巻歴史編上(二)古代中世、第三章、一九八〇年。
- (6) 註(3)書第二章第一節、伊那郡については、藤原宮本館に「科野園伊奈評定本館」とあり、詳細下から存在していることがわかる。高井郡については藤原宮本館に「高井郡」とみえ八世紀初頭の存在が確認できる。諏訪方については、「阿蘇氏時考」に「諏訪評定」とみえ、また令集解の古記に「須芳山願代本館」とあり、八世紀初頭には「須方」とも表記されていることがわかる。八世紀前半の願代本館には「東間郡」(一〇)号、「更科郡」(七四号)などの郡名がみえる。また中野市清水山脈跡からは八世紀前半の「佐訪郡」と刻書された須磨郡が出土した。なお、図78参照。
- (7) 註(3)書第二章第四節。
- (8) 新原兼「長野県における高野山研究の現状」(長野県学芸学会誌、四四号、一九八一年一月、のち「続私の古代学ノート」所収、信毎書房、一九八六年)。
- (9) 「更級埴科地方誌」(「続私の古代学ノート」編第五卷一節、一九七八年)。
- (10) 「更級市史」第一巻古代中世第三編第二章第三節、一九九三年。なお同書では更級郡家が川中島原状地に立地した可能性も指摘している。
- (11) 註(3)書第三章第一節。
- (12) 註(3)書第三章第五節。なお黒坂周平「東山道の表証的研究」(吉川弘文館、一九九四年)は「せんとく」地名から東山道のルートを検証した研究である。
- (13) 一九九五年十一月箕輪町春日街道に沿って、東山道と思われる道路遺構が検出されたとの報道がなされた。
- (14) 註(3)書第三章第五節。
- (15) 岸俊男「古代村治と縄部制」(「日本古代権威の研究」福書房、一九七二年)。なお近年鎌田元一は堂嶋三年(七十七)説を提唱している(本書第一節(註)(一)論文)。
- (16) 郡符木簡については平川南「郡符木簡」(虎尾俊成編「律令國家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年)参照。
- (17) 従来、埴科郡家については、古代の原代郷ないし穴穴郷など埴科市原代地区の自然集

防上周辺、または更埴市被褥・錦物師屋地区とする説が出されていたが、前者の説が妥当性を持つことが明らかになったといえよう。

- (18) 竹内三編「伊埴木簡の研究」東京堂出版、一九八一年。
- (19) 奈良国立文化財研究所「平城木簡」一九九五年。
- (20) 平城宮発掘調査出土木簡概観(二二二)一九九〇年五月。
- (21) 奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査報告書」一九八二年。
- (22) この場合、保聖寺跡越えの東山道のルートの成立がいづなのかという問題についても考える必要がある。
- (23) 青木和夫「日本の歴史 古代書契」小学館、一九七四年。
- (24) 山中敏史「古代地方官衙遺跡の研究」福書房、一九九四年。

第四節 まとめ

一 各時期の特色と意義および課題
本遺跡出土の木簡は、七世紀後半から八世紀前半にかけて廃棄されたものである。

(一) 七世紀後半～八世紀初頭の木簡

この時期のものは、出挙関係・布の織手名を列記したものなどの記録簡や「魂神」と記された祭祀関係木簡など、広範囲な内容を含んでいる。この期の特色は、記録簡が目立つこと、付札のないことである。すなわち、文書簡と推定されるものも含めて差出(二)号は少殺が差出とみられる)や宛所を明記したものがほとんどみられない。年紀の明記されたものは、四六号の乙丑年(六六五)と二三号の戊戌年(六九八)の二点である。

論点を有している。
・乙丑年十一月十日酒入
・「他田倉人」古麻呂

「他田舎人」の部分が発筆と判断するならば、文書の自署に相当することとなる。これまでの古代文書の自署の例はすべて八世紀以降のものであり、その場合、姓名のうちの名の部分だけの自署である。七世紀段階の文書における自署の例を聞かない。その点では、本木簡が初めての事例である。また、屋代遺跡群の七世紀段階に含まれる三号および一号は、姓名の姓の部分だけを列記しており、七世紀の他の遺跡においても類例を確認できる。

○ 飛鳥京跡第一〇次調査出土二七号木簡¹⁾

□²⁾ 矢田ア 大田ア 長小谷ア
 ア 財ア 田 文ア 文ア 田ア 月月

・□ア□ア□ア 矢作ア 若若³⁾ (二五〇)×三八×三
 このような姓のみを列記した記録簡と四六号の姓の自署とはあるいは関連性をもつ問題かもしれない。この点は、古代国家の氏姓制とも深く関わる重要な問題だけに今後の検討課題としておきたい。
 また、記録簡のなかで特に注目すべきものは一〇号の「布手」の歴名簡である。

この「布手」の歴名簡は、評家または郡家に織維製品に関わる工房が存在したことを意味し、しかも「布手」として男性名を列記している。在地社会における生産機構については、全般的に言及したものはなく、律令貢納制という側面のみからの分析に終始し、むしろ国衙工房の役割が強調されてきた。しかし、多方面から立証されているように、在地社会における郡司層の伝統的勢力を考えるならば、何よりもその社会における経済的優位性を指摘すべきであり、当然、郡司層は在地における生産機構を十分に

掌握していたにちがいない。なかでも、生産用具の専有はきわめて重要な要素であったと考えられる。

考古学的事例としても、丹波国水上郡の郡家別院と考えられる山垣遺跡(兵庫県水上郡春日町)や駿河国志太郡家跡(静岡縣藤枝市)などで、多量の木製農具や工具が発見されている点が注目される。郡家の生産構造については、まず、あらゆる生産用具の所有形態を解明する必要がある、今後の考古学の発掘調査の成果に期待したい。

□ 郡里制下の木簡

この時期のものの内容としては、国符・郡符木簡、さらに郡表記の見える木簡などの文書木簡が目立っている。

国符木簡(一五号)は、国符が木簡でも発給されていたことがはじめて明らかになった資料である。宛所に「更科郡司等」とあり、屋代遺跡群が埴科郡に属していることから考えて、『和名類聚抄』の郡名順とすれば、更科郡からはじまり水内・高井・埴科の各部へと通達され、埴科郡家の地で廃棄されたものと考えられる。本木簡は、下半部が欠損しているために命令内容が不明であるが、紙に書かれた国符と木簡を利用した国符とは、機能面でどのような相違があるか十分に検討する意義が存する。

郡符木簡は、郡から里などの下部機構の責任者あてに下達された文書木簡であるが、その木簡は宛所で廃棄されたのではなく、差出側(郡家およびその関連施設)に戻り、廃棄された想定される。その論拠は次の通りである。

① 書状などを封印した、いわゆる封緘木簡は宛所を記すものであり、この種の木簡の特性として宛先で封印が解かれることから、必ず宛先で廃棄される。その封緘木簡が兵庫県山垣遺跡では郡符木簡と共存している。

② 宛所の異なる木簡が同一遺跡から出土している。

○ 福島県いわき市荒田日条里遺跡

「立原津長伴マ福慮」

「里刀目」

○ 屎代遺跡群

「屎代郷長里正等」

「余戸里長」

③ 差出と宛所の部分を丁寧に切断したり、削り取ったりしたのちに廃棄しているのは、再利用を防止するための差出側の所作と考えられる。

○ 屎代遺跡群

「符 屎代郷長」の部分

「符 余戸里長」の部分

郡符木簡は差出側に戻り廃棄されたことを屎代木簡が以上の二条件のうちの一条件について鮮やかに立証した意義は大きい。郡符木簡の今後の課題はやはりその下達された内容の究明にあるであろう。

㊦ 郡郷里制下の木簡

郡郷里制下と一括される木簡群には、郡符木簡一点と「信濃園」関係木簡を除くと、大部分は荷札木簡である点が特色といえる。

郡郷里制下の荷札は、主たるものは郷里名十人名というきわめて簡略な記載様式である。荷札の対象物がまったく明記されていない。このような類例は、近年各地出土の荷札に数多く求めることができる。

例1 静岡市神明原・元宮川遺跡^③

「他田里戸主字刀マ真酒」

一・〇×一七×四・五

例2 石川県七尾市能登園分寺跡^③

「上口郷戸主舟木津足戸」^④

これらの木簡は、

① 郷(里)名からの書き出しであること。

② 物品名・数量の記載がなく、郷(里)名+貢進者名(戸主十人名)のみである。

③ 片面のみの記載であること。

④ 形態が〇五一型式であること。

郡家の遺跡からの出土例としては、物品を記すが、郷名ないし郡里制下の里名から書き出しているものが存する。

例3 静岡県藤枝市郡遺跡(駿河国益頭郡家跡)^③

・「く物マ甲五戸宇治マ角木呂」

・「く□□五斗」

一九九×二六×六

『和名類聚抄』に駿河国益頭郡物部郷がある。郡里制下(二〇一七—二一五年)、物部里の宇治部角木呂が貢進した米五斗の荷札木簡である。

これら地方の遺跡から発見される荷札については、都への貢進物付札に比して、全体的検討がほとんど行われていない。これらの荷札はその作成および貢進主体、物品名、そして貢進先などに関して、各地出土の木簡を比較検討し、その実態を解明しなければならない。

本遺跡出土の荷札のもう一つの特徴は、埴科郡以外、更科郡の郷名を有する荷札が数点出土している点である。こうした事実を、通常の郡家段階では想定しがたい。国府を想定するならば、さきの能登園分寺跡の例のような荷札の存在があるが、のちに述べるように同一遺構における木簡の廃棄の場合、郡家からの多量な一括かつ連続的廃棄に加えて国府からの木簡

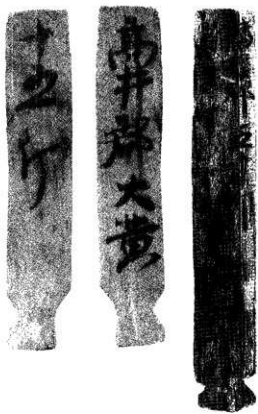


図86 「高井郡」付札・「播磨郡」「讃信郡」付札
 (左: 奈良県史跡名勝天然記念物報告員教委 25 冊『藤原宮』
 図版 61 - 68 (奈良県立藤原考古学研究所附属博物館写真提供))

の廃棄が重なることは想定しがたいのではないだろうか。一方、六〇号の「信濃團」は少なくとも「埴科」「更科」両郡から兵士が上番しているとみて間違いない。この軍団に対する更科郡内からの物資の進上は十分に可能性があろう。

二 信濃團の存在と科(信)野評

「信濃團」の史料の登場は、数多くの重要な事実を我々に与えてくれる。いうまでもなく軍団名は、史料でみる限り、郡名を負う。しかし、「和名類聚抄」をはじめ、これまでの史料で「信濃部」の例を知らない。

一方、長屋王家木簡七六号の

「播信郡五十斤 合百廿斤く」
 讃信郡七十斤

一五九×二六×四

は音表記の検討などから「播信郡」は「埴科郡」、「讃信郡」は「更科郡」とみて間違いない。しかも、藤原宮木簡のなかに、

・「高井郡大黃く」
 ・「十五斤」く」

一四一×二七×三

とする木簡がみえ、これは信濃国北部の高井郡から薬物大黃十五斤に付した札である。

この二つの木簡は下部の両側面に切り込みを入れ、幅と厚さほぼ同様の形状を呈している。物品の数も「和名類聚抄」の高井郡(四郡+神戸)、埴科郡(七郡)、更級郡(九郡)の郡の規模にはほぼ対応しているなど、物品名を表記しない長屋王家木簡も、大黃と見てよいであろう。また、この長屋王家木簡は靈龜三年(七二七)の年紀を有する木簡三点と伴することから、大宝令制定まもない時期においては、「埴科郡」と「更科郡」は大黃と思われる物品を両郡合成して貢進しているのである。しかも「播信郡」「讃信郡」および「埴科郡」「更科郡」の郡名表記から推して、信(科)野郡から二郡に分立したことが考えられる。さらに、そのことから大宝令以前における科(信)野評の存在を十分に想定できるのである。そして、この科野評を基盤として科(信)野團・信濃團が生み出されたのであろう。なお、「更科郡」と「讃信郡」の表記は、必ずしも「讃信郡」が古い表記というのではない。「更科郡」としては併用していた可能性がある。

橋本裕が「大宝令施行によって、評単位の兵制が軍団に継承されたことは、律令官制機構における軍数の位置や山目などを通して明らかにされるものと思う」と指摘された点が、今回の「信濃團」史料の発見で具体性を帯びてきたと評価できよう。

参考までに、この科(信)野評と「信濃團」、そして播信(埴科)郡と濃信(更科)郡の分立という方式と類似するものを紹介しておきたい。

陸奥国北部に、和銅六年(七二二)新たに丹取郡が建郡された。つづいて神龜五年(七二八)には「陸奥国新置白河軍団。又改丹取軍団一為玉作軍団。並許之」と、丹取軍団を改めて玉作軍団とすることを請うて許されている。この記事は丹取軍団の名を玉作軍団に改称したと理解できる。「和名類聚抄」にもとづく、陸奥国北部のいわゆる黒川以北の一〇郡の郷数は合計三三郷で、一郡平均三・三郷(ちなみに陸奥国南部二〇郡は一郡平均六・八郷)という小規模な郡の集まりである。おそらく、和銅六年成立の丹取郡は、陸奥国北部の広域な郡であり、その丹取郡をしいに分割し、のちの「和名類聚抄」の示す小規模な郡が生み出されると推測できる。神龜五年(七二八)に丹取軍団から玉作軍団と改称したのは、広域的な丹取郡の解体、そして数郡の分立とその分立した数郡の中の有力郡である玉作郡名をもって玉作軍団としたからだと理解することができよう。

「信濃團」もおそらく、本木簡の時期(神龜三年(七二二)頃)以後まもなく埴科團または更科團などと改称されたであろう。

六〇号の現段階で最も可能性の高い解釈は、次のとおりである。

「信濃團。通る。更科郡の(所屬で)某所へ往く者」(更科郡に本真があつて某所(筑紫・京など)への上番から退いた防人・衛士等の歴史)

信濃團には少なくとも更科・埴科両郡の兵士が上番しているとみてよいであろうし、しかも軍団の上番等が郡単位であることは、多賀城跡出土木簡の「畢番、皮玉前割、還本土(安積團・会津郡番)」で明らかである。さらに六〇号が軍団内で使用された記録簡であるとすれば、信濃團の所在地も埴科郡と見ることができよう。

三 木簡からみた遺跡の性格

(一) 木簡の廃棄からみた遺跡の性格
木簡の廃棄問題は、遺跡の性格を決める大きな手がかりとなる。

文簡番号	内容	作成	宛所	廃棄
10	布手	郡家・国府		郡家・国府
12	少穀	軍団		郡家・軍団・国府
13	戊戌年	評家		評家
15	国符	国府	郡家	郡家
16	郡符	郡家	余戸里長	郡家
46	乙丑年	評家		評家
49	五十五東	郡家		郡家
59	布	郡家・国府		郡家・国府
60	信濃團	軍団		軍団
61	郡符カ	郡家		郡家
62	付札	更科郡家カ	軍団カ	軍団カ
72	付札	(埴科郡大穴郷)	軍団・郡家	軍団・郡家
73	付札	埴科郡船山郷	軍団・郡家	軍団・郡家
74	付札	更科郡	軍団カ	軍団カ
76	付札	埴科郡榎代郷	軍団・郡家	軍団・郡家
79	付札	埴科郡船山郷	軍団・郡家	軍団・郡家
87	稻取人	郡家		郡家
90	付札	埴科郡船山郷	軍団・郡家	軍団・郡家
91	付札	更科郡富科郷	軍団カ	軍団カ
100	付札	埴科郡船山郷	軍団・郡家	軍団・郡家
110	付札	埴科郡伊蘇郷	軍団・郡家	軍団・郡家
114	郡符	郡家	屈代郷長・里正	郡家

図87 木簡の作成・宛所・廃棄

従来の研究では、郡符木簡は、宛所(田長・甲家など)で廃棄されたことのみなし、出土した遺跡の性格を郷の官衙施設、すなわち「郷衙」と判断していたのである。それに対して、平川南は、郡符木簡が宛所で廃棄されることなく前述した種々の論拠から、差出側に戻った後に廃棄されたことを立証し、郡符木簡の出土遺跡は郡家またはその関連施設と考えるべきであると指摘した。このことは屋代遺跡群の郡符木簡にもあてはまる。

また、多量の木簡の出土遺構は、一般的にいえば同一の行政機関からの一括かつ連続的廃棄と想定することができる。そこで、屋代木簡のうち、その作成主体および宛所、そして廃棄の判明するものを整理すると、図87のようになる。

木簡の廃棄から推して、郡家と軍団の二つの機関が浮上し、しかも同一遺構に廃棄されたと考えられる。このことは、両者がきわめて密接な関係を有していたことの何よりの証拠である。そこで、郡と軍団の関係について、橋本裕の見解を引用しておきたい。

軍穀は、養老令に規定されているように「部内」の者(軍防令軍団大穀条、すなわち在地の者から任用されるものであり、少なくとも靈龜二年(七一六)以前に限ってみても、在地の有力者である郡領と近親関係にある軍穀が少なくなかったらしい)〔続日本紀〕靈龜二年五月己丑条「制、諸國軍団大少穀、不得連任郡領三等以上親也、其先已任、転補他國」。また、律令官制機構の上から言うならば、郡司と軍穀は国司の被管下であつて、ほぼ対等の位置を占めるものであつた。

また、周知のように、「出雲国風土記」によれば、「意字軍団、即屬郡家」(意字の軍団、即ち、郡家に属けり)とある。さらに、風土記の記載から、国府と意字郡家と黒田駅家とは同所にあつたことがわかるので、意字郡の地に国府・郡家・軍団・駅家が集中して存在したことが明らかである。

以上のように木簡の廃棄状況および郡家と軍団の関係から推して、本遺跡は埴科郡家と「信濃團」の両方の存在を示すであろう。

前述したように、信濃團の場合、初期国府の所在地はこれまで確たるものは存在していない。その意味では、本木簡群のなかに直接的資料は見い出せないが、次の二つの資料からさらに初期国府の可能性をも指摘できるであろう。

一つは、六〇号の「信濃團」から科野(信野)評が想定され、科野という国名がこれにもとづくすれば、科野(信野)評から分郡したと考えられる埴科・更科両郡は初期国府の有力な候補となる。もう一つは、一五号の国符木簡と伊勢国計会帳の国符送付方法との関連である。すなわち伊勢国は国府を中心として道前・道後に分けられ、道前は桑名・員弁・朝明・三重・河曲・鈴鹿の六郡であり、国符の送付は、「延喜式」の記載順で考えると桑名にはじまり最終地が国府所在地の鈴鹿郡となる。信濃國の国符木簡の場合、更科郡からはじまり、最終地は木簡の出土地すなわち埴科郡と考えられる。国符木簡が運送最終地で廃棄されたとみれば、国府が埴科郡に存在した可能性が考えられる。

第四章の考察で明らかのように、製作技法・廃棄方法などの木簡の形状観察によって、木簡に書かれた内容以外の情報を得ることができるのである。例えば、製作技法の点では、木簡群のうち、最も丁寧な作り方をしているのが、二点の郡符木簡であることが指摘できる。また、廃棄については、郡符木簡は例外なく切断による廃棄行為が認められ、同様の切断廃棄の行われた国符木簡とともに、異なる機構間で取り交わされる文書については、刃物によるケズリ・キリ・オリなどの廃棄行為が認められる。しかも、郡符木簡の丁寧なケズリ・キリ・オリ行為は、その不正な再利用を防止する目的と解すれば、木簡の宛先側の行為ではなく、明らかに木簡の差出側の行為とみるべきであり、郡符木簡は差出側に戻つて廃棄されること

を証明するものである。

これまでの、文書内容にかたよりがちの研究に対して、改めて考古資料としての木簡であることを認識し、その詳細な形状観察が不可欠であることを屋代木簡が明瞭に示しているのである。

(二) 祭祀の場と那家中心施設の想定

宝龜三年(七七七)十二月十九日付の太政官符(大藏図書館蔵)によれば、武蔵国人間郡の正倉が火災で焼失した事件がおこったが、それは那家の西北隅に祀られた神社に神祇官が奉幣物を納めなかったことに対する祟りであるとされた。那家の西北隅は神聖な場とされ、式内社相当の神社が置かれたようである。平安時代に入ると、中央の各官司、さらに地方の国府や城柵など、国が設備した施設の最も中心的な場所に、那家とは違つて規模の小さい社を設けて、象徴的かつ形式的に西北隅を鎮護している。「古言物語集」では、藤原氏の邸宅・東三条殿の戊亥隅(西北隅)に神を祀っており、その神を「内神」と称している。こうした公の施設から、やがて貴族の邸宅などの西北隅に、のちの「屋敷神」に連なるような社を建て、屋敷の守り神としたのである。

ところで、屋代遺跡群では、早くも五世紀後半頃には、千曲川の自然堤防の崖の斜面において湧水を利用した祭祀遺構が作られ、祭祀の場としての様相を持ち始める。その後、洪水による埋没を繰り返しながら、七世紀後半頃には水田が営まれるようになり、集落際の傾斜地には前代と同様、湧水を起点に流路へつながる溝状の遺構が掘られ、祭祀のな場の様相をみせている。この水田・流路・溝は平安時代までその形状を変えつつ維持されている。木製の祭祀遺物は、この溝・流路内、あるいは岸辺などに一括廃棄された状況で多量に出土した。

本遺跡と立地などにおいてきわめて類似するのが、福島県いわき市荒田

目条里遺跡である。その荒田目条里遺跡の南東約一・五kmに位置する根岸遺跡は那家の中心施設として郡庁院・正倉院などが発掘調査でその遺構のおおよその姿がほぼ明らかになっている。その那家の中心施設・根岸遺跡から、西北方向の荒田目条里遺跡は、古墳時代から九世紀にかけての斎串・絵馬・陽物・人面壺青土器などの祭祀遺物が多量に出土している。また、発掘地点は字名を礼堂と称し、付近に延喜式内社の大國魂神社が存する。那家の中心施設の西北隅に式内社相当の神社が置かれている状況は、さきの宝龜三年の太政官符にみえる武蔵国人間郡の那家と同じである。

以上の点から、屋代遺跡群の地を祭祀の場とみて、那家の西北隅に位置していると考えらば、南東に那家の中心施設を想定することが可能となる。そこで、屋代遺跡群の南東の位置を見ると、千曲川の自然堤防上の最も安定した地であり、十分に官衙施設が存在が想定できる。実際、この自然堤防上には兩宮院寺跡があり、これは貞觀八年(八六六)に定額寺とされた埴科郡屋代寺に比定されている。

ここで、興味深い伝承が確認されているので紹介しておきたい。(長野縣町村誌)第二巻東信濃、一九三六年。

兩宮村 古跡 (埴科大領館跡)

里俗伝に、往古郡縣制の時、本郡の郡司、本村にあり。大領金刺氏の居館の地なり。方今一般民家にして、後に遺蹟のあるは、兩宮座日吉神社正門前に祭れる塞神の壘石なり。今に古往の例を以て、当社神事の敬斎日茲に注連を張りて祀典を行ふ

この伝承はともかくとしても、埴科那家の中心施設が兩宮院寺跡付近に位置していることと推定してよいであろう。

これまでの地方官衙研究は地方官衙の空間的構成に関して、一定空間に密集した画一的な構成を想定してきたが、平川兩は、那家跡に関して、それが古墳時代以来地方豪族の拠点として存在していたことに改めて注目す

べきことを主張している。つまり郡家にはその中心的施設のほか、物資集積のための港湾施設、主要官道へのアクセス道、広範な交易圏、行政的分割支配のための別院設置、さらに祭祀空間の設定にみられる在地における祭祀などの諸機能が集中していたという観点から、地方官衙の実態究明を行うべきこと、また律令体制成立以前にすでにその骨格が形成されていた可能性が高いことを論じた。

その意味でも、屋代遺跡群の地は、埴科郡家に国府や軍団も加えて、まさに地方官衙の典型的構成要素を満たしているのである。そして、屋代遺跡群の地が古代の信濃国の中心的位置を占めた最大の要素は千曲川にあったことは言うまでもない。

註

- (1) 奈良県教育委員会「飛鳥京跡」二、一九八〇年。
- (2) 平川 南「郡符木第一古代地方行政論に向けて」(『歴史便覧』「律令國家の地方支配」吉川弘文館、一九九五年)。
- (3) (財)静岡埋蔵文化財調査研究所「大谷川Ⅲ」(静岡埋蔵文化財調査研究所調査報告 第13集、一九八八年)。
- (4) 七尾市教育委員会「能登国分寺跡 第五、六次発掘調査報告書」一九八九年。
- (5) 埴科市教育委員会「静岡縣埴科市郡遺跡発掘調査概報Ⅲ」一九八六年。
- (6) 橋本 裕「律令軍団制の研究」橋本裕氏遺稿集刊行会、一九八二年。
- (7) 工藤雅樹「多賀城の起源とその性格」(『古代の日本』八、東北、角川書店、一九七〇年。平川 南「律令制下の多賀城」(宮城県多賀城跡調査研究所「多賀城跡」政庁跡本文編)一九八二年)。
- (8) 註(2)平川論文。
- (9) 註(6)書。
- (10) 平川 南「古代の内柵について―照波城跡出土木簡から発して―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第四五集、一九九二年十一月)。
- (11) (財)いわき市教育文化事業団「木簡は語る」(展示パンフレット)、一九九五年。

(12) 平川 南「八幡林遺跡木簡と地方官衙論」(『木簡研究』第十七号、一九九五年十一月)。

第六章 結語

発掘調査では、重要な発見が予期せぬ状況下から生まれることが往々にしてある。その原因の一つは、メスを入れずに体内の細部まで観察できる現代医学のような技術が、考古学では開発途上にあるためである。特に、屋代遺跡群⑥区の場合は、遺跡が地下深く埋もれていたため、地表に現れた微候（地形の変化や表層遺物）の読みとり、ボーリング調査・浅いトレンチでは的確な診断を下すことができなかった。

平成六年（一九九四）四月当初、⑥区の調査行程は地表下四〜六メートルに重層する縄文時代集落の全容解明に主眼を置き、旧千曲川の本流と予想された河川跡については、短期間で調査を終了させる予定であった。ところが、その河川跡から純々と木製品が出土し、六月には「郡符木簡」が出土するに至った。古代東国（東）の屋代の地で、内容豊富な木簡の出土に立ち会えるとは誰も考えておらず、間近に木簡を取り上げた担当者は「手の震えを抑えられない」感動を味わうこととなった。一方、担当班全体には、限られた調査期間内に掘り切らざるを得ない場合を想定し、一瞬のうちにその重圧が広がっていった。その後木簡の出土が続く中、縄文時代の調査は増員と最低限の記録にとどめることで期間を切り詰め、木簡の出土する溝と河川跡にできるだけ時間を充てることとなった。調査方針の変更を選択する頃は秋に入っており、信州での発掘調査を困難にする時期が近づいていた。

調査は時間との戦いの連続となった。しかし、幸い数回にわたる洪水砂によって各遺物包含層がバックされていたため、後世の擾乱を比較的受けていない状態で、木簡を層位的に取り上げることが可能であった。この点

は、木簡の質・量とともに、あらゆる属性の変遷を検討する上で重要な基点の一つとなっている。

一・二六の木簡は、第五水田対応層（七世紀後半）から第二水田対応層（九世紀中頃）にかけて出土し、量的には八世紀前半の第三水田対応層にも多い。その内、第四水田対応層で戊戌年（六九八）、その最上層から（和銅）七年（七一四）、第二水田対応層では養老七年（七三三）、神龜（三）年（七三二）などの紀年銘木簡が見られ、各層の形成された年代を絞り込むことが可能となった。このことは、全ての考古遺物の実年代を推定する上で重要な資料である。その他、宮都以外では最古と見られる「乙丑年」（六六五）木簡が出土しており、文書行政の地方への浸透を考える上で貴重な資料である。また、書式や記載内容からは、①七世紀後半〜八世紀初頭の木簡、②郡里制下の木簡（七〇一〜七二五年）、③郡郷甲制下の木簡（七一五〜七四〇年）に分けることができた。これについても、それぞれ①が第四〜第五水田対応層、②が第四水田対応層、③が第三水田対応層を中心に出土しており、その変遷を層位によって裏付けることができた。

今回の調査では、層位のほかに廃棄場所の変化もおおさえることができた。木簡は主に、湧水溝と東西方向の流路から出土しているが、時期ごとに微妙に廃棄場所を変えていた。また、記載内容や形態から文書木簡・荷札木簡、習書木簡、祭祀関係の木簡に分類されたが、それぞれ廃棄場所や廃棄方法を異にしていた。文書・荷札木簡は一括され、または連続的に廃棄されたことを裏付けるように、多量の廃棄物とともにまとまって出土する場面が多かった。それに対し、習書されたものや祭祀関係の木簡は単独で棄てられる傾向にあり、木製祭祀具に墨書されたものについては祭祀具廃棄ブロック中で見つけた。このことは、各々の木簡が使用されてから廃棄に至る過程を復元する上で、示唆を与えるものと考えられる。

以上は、一・二章に記した調査経過および出土状況からの成果である。

次に、木簡そのものから得られた成果を簡単にまとめておきたい。

木簡の外形写真(巻末)と赤外線写真(第三章)を比較していただければわかるように、屛代遺跡群出土木簡には肉眼で字の読める例が少なかった。そのため赤外線テレビカメラをフルに活用し板状木製品に字の有無を確認する作業から釈文の確定までを行った。モニターを見やすくするため暗幕を張った部屋で、闇の中から浮かび上がってくる一文字一文字は、失われてしまった古代史のひとつを現代に蘇らせる一筋の光となった。その瞬間の感動は、我々の意欲をいやがうえにも喚起することとなった。第三章では、そうした作業から導き出された釈文と木簡の形状・内容などに関わる若干の解説を付し、主たる木簡の考察は第五章にゆずった。

第四章では木簡を考古学の視点から観察・分析する方法を取った。特に、製作技法と廃棄に伴う技法の解明を主眼とし、石器の研究手法の導入を試みた。製作技法においては時期や用途、製作者の違いを示すと思われる特徴が見られ、一定の見通しをたてることができた。ただし、屛代遺跡群だけでは分析可能な資料が少なく、確証を得るには資料の増加が待たれる。また、廃棄に伴う技法では「国符」「郡符」といった重要文書に刃物による丁寧な切断の痕跡が認められ、再利用防止のための行為を考古学的に確認することができた。こうした分析方法は未だ緒にいたばかりであり、今後、屛代遺跡群で多量に出土している木製祭祀具の製作技法との比較、あるいは他遺跡出土の木簡との比較によって、新たな成果が期待されよう。

第五章では、第四章までに取り上げた出土状況・形態・記載内容・製作廃棄の技法などの分析を総括し、現段階で屛代遺跡群出土木簡から導き出せる成果と課題について取り上げた。

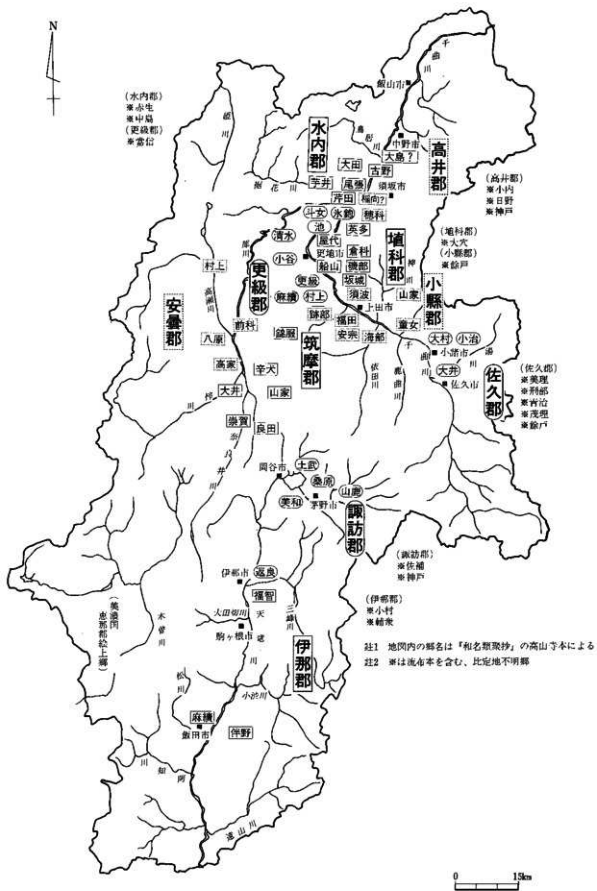
ここでは、七世紀後半から八世紀前半の木簡(文字資料)が、宮都以外でまとまって発見されることは非常にまれであること。さらに、その内容が、政治(国符・郡符などの存在)、経済(繊維工房や出挙関係、あるいは

は各種の荷札)、宗教(郡符の記載内容「竈神」木簡、祭祀具への墨書)、軍事(軍団関係)、その他、と多岐にわたっていること。それらが、郡家の精機能を示しているのみならず、軍団や初期国府との関連をうかがわせる内容を含んでいること。などの諸点が指摘された。これらの点からも、屛代遺跡群出土木簡は古代の信濃國の歴史を明らかにするだけにとどまらず、これまで必ずしも資料が豊かとはいえない古代國家の確立過程を究明する上で、きわめて重要な資料となるであろう。

現在、木簡以外の遺構・遺物について整理作業を継続中である。本書で明らかになったように、木簡の内容から提起された課題は大きく、それらに対し発掘調査で得られた考古資料から一定の成果を示さなくてはならないと考えている。例えば、木簡の周辺からは多量の木製祭祀具が出土しており、そうした空間の性格解明にはじまり、自然堤防上に広がる集落のあり方。官衙関連施設の抽出。あるいは、水田遺構や流通関係の遺物から見た屛代遺跡群の経済的な基盤の解明。森将軍塚古墳を象徴とする古墳時代以来の政治的な基盤の解明等々……。こうした点に関しては、平成十年度発行予定の『古代編』に掲載することを口指している。その折り、木簡の追加資料とともに考古学・文献史学を総合した成果を示していきたいと考えている。また、平成十一年度には、縄文時代から近世をも含めた自然環境の変化と人々の営みの関係を中心とした『自然科学・総論編』を刊行し、今回の発掘調査における総まとめを公表する予定である。

最後に、実質的な整理作業に入ってから一年たった短期間の中で、精力的に木簡の釈文・解説を検討していただき、さらに玉稿を執筆していただいた木簡検討委員会の諸氏に感謝したい。また、氏名の掲載は『自然科学・総論編』にゆずったが、発掘調査・整理作業に参加下さった方々、終始ご指導・ご協力をいただいた関係各位・諸団体の方々に対して心からの謝意を表す次第である。





注1 地図内の郡名は『和名類聚抄』の高山寺本による
 注2 ※は流石本を含む、比定地不明縣

図90 保漢國古代郡縣の分布推定圖（『長野県史』通史編第1巻を改定）

西暦	和暦	事項
六四六	大化二	信濃の民を越後守の權に於いて蝦夷に備える。
六四八	大化四	百濟の突二千餘人を遣國し移す。
六六六	天智五	六一二八 壬申の乱起り、大船人李季、後の天武天皇、信濃公を集め
六六四	一一	三二一七 犬武天皇、三野王らを信濃に遣はし、信濃の國を行らせ
六六五	一一	三二一七 信濃に所が降り草木がみな枯れる。(淺間山などの噴火か)
六六九	天智五	一〇一〇 天武天皇、藤原原野に遷都し東國郡に行宮を遣らせ
七〇〇	四	八一二 持統天皇、使者を送つて須賀野・本内野を祀らせ
七〇二	大正二	三一七 諸國に牧地を定め、牛馬を放牧させ(このころ、信濃の諸牧開かれ)
七〇四	大正四	三一七 信濃、持統一〇二〇條を改じ、大宰府へ送
七〇八	和銅一	三一七 信濃に疫病あり、癘を治せられ
七〇九	和銅二	三一三 陸奥、陸奥の蝦夷が乱を起し、信濃など七國の民が誘はされて軍に從ふ
七二二	六	五一二 藤原部連名に好子をつけさせ、好子は「信濃」にかわる
七二七	養老一	一〇二 信濃はか三國の民を治勞賜へ配屬する
七二九	三	五一八 信濃國ながら初めて蝦を飼つて納る
七三三	五	七一三 美濃守笠原國守、信濃、尾張、三河三國の按察使となる
七三三	五	六一二六 信濃國を削いて美濃國を置く
七三三	天智三	三一七 美濃國を削つて信濃國に併せしめる
七三三	五	この年、信濃國の民五十戸を美濃縣に輸入し、封戸とする
七三三	一一	一〇 信濃國の民布を納め
七四一	一一三	三一四 蝦夷天皇、詔を下して七國に四分分守、四分分守を遣らせ
七五〇	天智勝宝二	後、上田並地に信濃國分守・四分分守が置られ
七五二	四	二一三三 信濃の民二百五十戸を東大寺に賜ふ、封戸とする
七五五	四	四一〇 信濃山王廟の人の、小長谷尾山王廟を築き、神を祭する
七六八	天智勝宝五	二一三 信濃の防人、筑紫藤原朝臣、清田造の姓を賜ふ
七六八	神護景雲二	一一一五 百濟からの渡來人科野友麻呂、清田造の姓を賜ふ
七七三	天智勝宝四	一一二八 信濃國官牧の主治金刺命八郎の意見より、諏訪郡の島分法を改める
七七八	天智一	四 小泉郡の人能田命人蝦夷、死して七日後に蘇生するといふ
七九〇	天智九	一〇一四 蝦夷軍討のため、東山道に東、東海道越後河東の諸國に、三三調に計二千領の軍の甲を作らせ
水田		
歴代遺跡群⑥区事項		
このころまで、千曲川の分流として、埴瀬が流石		
このころから、水田が営まれるようになり、湖本品での祭祀があらたにはじまる		
四号木田に「龍神」の記載あり		
このころから、木田祭祀具が増加する		
軍田に同わる二号木田、舟の織り手と見られる一〇号木田、舟の記載が見られる		
『古事記』等に於いて「國行(一五号木田)が開墾される、三六号木田に埴瀬川以外の地名(赤間部)が見られる		
軍田を不す「信濃」が六〇号木田に見られる		
このころ、源礼木田が多くなり、地名・人名などが多数見つか		
八七号木田「蝦夷人」に出所に関すると思われる記載あり		
「代官長正等」に於いて「源行」「一四号木田」が置られる		
このころから、木田・木田祭祀具が置れる		
国内事項		
六四五中(分)から蘇我入鹿・蝦夷を討つ		
六六三(八) 白村江の戦い		
六六七(都) 近江に移す		
六七二(六) 壬申の乱、この年、飛鳥浄御原宮に移る		
養和、信濃と近部の領地を賜はさる		
六九四(二) 藤原政成		
七〇〇(六) 大津律令を制定		
國・郡・里の地方制度はじまる		
七〇六(九) 田原の法を改めて、町に稱十五東とする		
七〇三(三) 平城京に遷都		
七一五(皇)を都と改め、都を二から三の里に分れる		
七二〇(五) 日本書紀に成る		
七二二(皇) 聖武天皇崩御		
七二五(皇) 聖武天皇崩御		
七二七(九) 筑紫の防人を東國に知し、筑紫人に蝦夷討頭をせしめる		
このころ、里が置られ、郡・郷となる		
七五二(八) 東大寺大仏開帳供養		
七六四(九) 藤原仲麻呂の乱		
七六六(〇) 道鏡を法王とする		
七八四(二) 長岡京に遷都		
七八七(七) 伊勢・美濃・越前の三國の廢止		

図91 歴代遺跡群出土木簡関連年表 (『國説長野の歴史』年表に加工)

暫内 番号	ゾウ ノ名	列 水田	所在 地	暫内 用途	共通 遺跡名	柱高 (m)	幅 (m)	厚さ (m)	築年 式	現代 形式	木取 り	屋根	文書 本数	付 札 本数 (附 札)	登記 種別	写真 ・ 絵 用	縮 小 倍 率	備 考	
1	1	5	SD6041	3層		(365)	37	1~2	019	Z003	板I		(Xor25%)				2/1		
2	1	5	SD6041	3層		(111)	(24)	8~10	019	Z004	板I								
3	2	5	SD7045	SD7002 部分付石	SD7002	187	53	7	051	1+001	板I						1		
4	3	5	SD7045		SD7002	(141)	18	4	019	Z00A	透				登記				
5	3	5	SD7045		SD7002	(143)	36	3	019	1+002	板I	ヒノキ					1		
6	4	5	SD7045		SD7002	(68)	23	2	081	Z00Z	板I	ヒノキ					1		
7	5	5	SD7045		SD7002	(160)	(20)	2	061		板I	ヒノキ					2		
8	6	5	第九水田 坪地			(152)	13	5	081	sd0A	板II						(写真) 2(本)		
9	7	5	第九水田 坪地			135	21	6	011	1001	板I	ヒノキ					1		
10	8	4	SD7038	38.30層上		(663)	(32)	5	081	ZP01	透	ヒノキ	記録				6(本)		
11	8	4	SD7038	38.30層上		(273)	43	2	081	A04Z	板I	ヒノキ	記録				8		
12	8	4	SD7038	38.30層上		(142)	39	5	081	100B	透	ヒノキ	文書				1		
13	9	4	SD7038	16階		555	37	4	011	Z00Z	板I	ヒノキ	記録				3		
14	9	4	SD7038	16階		(134)	(11)	7	081	Z00Z	板I	ヒノキ					2		
15	10	4	SD7038			(313)	(34)	4	019	Z00Z	板I	ヒノキ	文書				2		
16	11	4	SD7038			(267)	35	3	012	Z00A	透		文書				1		
17	11	4	SD7038			81	(6)	4	065		板I	ヒノキ					3		
18	11	4	SD7038			(183)	26	3	069	Z00Z	板II						2		
19	11	4	SD7038			(230)	35	3	081	Z00Z	板II	ヒノキ					2		
20	11	4	SD7038			205	(18)	3	041	1+001	板I						1		
21	11	4	SD7038			252	(43)	4	081	1+001	板I	ヒノキ					2		
22	11	4	SD7038			(146)	33	6	019	Z00A	透	ヒノキ					1		
23	11	4	SD7038			(92)	(15)	(1)	081		板I						1		
24	11	4	SD7038			(22)	(17)	3	081	Z00Z	板II						1		
25	12	4	SD7038			(150)	32	3	059	sd05+	板I						1		
26	12	4	SD7038			(200)	(35)	4~6	081		板II		(Xor記録)				(写真) 絵用	1	
27	13	4	SD7047			(148)	21	4	081	Z00Z	板I	ヒノキ					2		
28	14	4	SD8032	21層	SD7045	(321)	23	4	019	Z00Z	板I						1	有	
29	15	4	SD7038	13.14層上	SD7045	(75)	(19)	3	081	Z00Z	透						1		
30	16	4	SD8032	13層上	SD7045	(107)	17	2	081	sd0E	板I	ヒノキ					1	有	
31	16	4	SD8032	13層上	SD7045	(163)	17	1	061	Z00Z	透						1	有	
32	17	4	SD8038	3~4層	SD7036	265	27	4	011	100Z	板II		文書				1		
33	17	4	SD8038	3~4層	SD7036	(307)	38	5	081	Z00Z	板I		文書				1		
34	17	4	SD7036	SD8038 3~4階付石	SD8038	(155)	(30)	4	019	100Z	透		文書				2		
35	17	4	SD7036	SD8038 3~4階付石	SD8038	(202)	21	4	019	1001	板I						1		
36	17	4	SD7036	SD8038 3~4階付石	SD8038	(191)	(21)	3	019	sd0A	板II						(写真) 2	有	
37	17	4	SD7036	SD8038 3~4階付石	SD8038	(113)	25	9	081	Z00Z	板II	ヒノキ					1		
38	17	4	SD7036	SD8038 3~4階付石	SD8038	(127)	23	2	081	Z00Z	透						1		
39	18	4	SD8038		SD7036	(127)	(23)	1	065		板II						1	有	
40	18	4	SD7036		SD8038	(83)	29	3	081	sd0Z	透						2		
41	18	4	SD7036		SD8038	(50)	(25)	4	081	Z00Z	透						2		
42	19	4	SD8038	1層	SD7036	(105)	(14)	4	081	Z00Z	板I	ヒノキ					1	有	
43	20	4	SD8038		SD8038上中層	(190)	(20)	4	081	Z00A	板II		文書				1		
44	21	1	SD7039		SD8040	(131)	29	4~7	081	100B	板I						1		
45	21	4	SD8040		SD7039	(180)	(10)	6~7	019	板I							1		
46	22	3	SD7030	地下層		(132)	(8)	4	019	100Z	板I						2	有	
47	22	3	SD7030	地下層		(81)	(17)	4	081	Z00Z	透						1		
48	22	3	SD7030	地下層		(108)	(25)	3	081	Z00Z	板I	ヒノキ					1		
49	23	3	SD8038	5層	SD7038	(130)	36	3	019	Z00Z	透						1		
50	23	3	SD8038	5層	SD7038	(96)	(17)	2	081	Z00Z	透		(Xor)				1		
51	23	3	SD8038	5層	SD7038	(36)	38	9	051	Z00Z	透						1		
52	23	3	SD8038	5層	SD7038	(230)	26	5	019	1+00Z	板I	ヒノキ					5		
53	23	3	SD8038	5層	SD7038	(102)	26	3	081	Z00Z	板I						1		
54	23	3	SD8038	5層	SD7038	225	30	4	065		透						1	有	
55	23	3	SD8038	5層	SD7038	140	15	4	011	1001	板I	ヒノキ					1		
56	23	3	SD8038	5層	SD7038	(45)	(20)	3	081	Z00Z	板I						1		
57	23	3	SD8038	5層	SD7038	(108)	30	4	059	Z00Z	透						3		
58	23	3	SD8038	5層	SD7038	(64)	17	1	051	Z00Z	透						3		
59A	24	3	SD7030	13層		(310)	(75)	0.5	081	透							2		
59B	24	3	SD7030	13層		(132)	(62)	0.5	081	透							2		
60	25	3	SD7030	8層		220	31	8	(011)	(1001)	透						1	有	
61	25	3	SD7030	8層		(72)	(18)	3	081	sd0A	透						1		
62	25	3	SD7030	8層		(297)	(17)	5	085		板I						2	有	
63	25	3	SD7030	8層		(129)	(17)	4	081	Z00Z	透						2		
64	25	3	SD7030	8層		210	19	2	051	100Z	透						1		
65	25	3	SD7030	8層		(82)	20	5	019	100Z	透	ヒノキ					1		
66	25	3	SD7030	8層		(135)	21	8	059	100A	板I						1		
67	25	3	SD7030	8層		122	20	3	082	1001	透						1		
68	26	3	SD7030	8層より上		(137)	21	1~5	019	Z00Z	板I						2		
69	26	3	SD7030	8層より上		201	18	4	051	2005	板I						1	有	

図2 屋代遺跡群出土木簡一覧表





II1



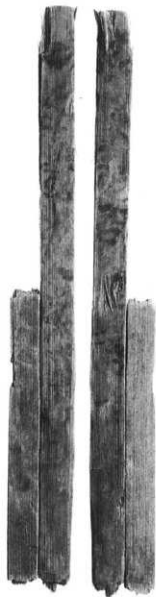
II0



II2



IK



II4



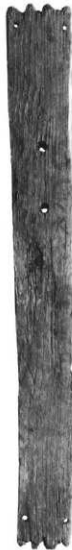
II3



II5



II6



II7



II8



II9



IIK



III



I



11



12



13



14



15



16



17



18



19



20



21



22



23



24



25



26



27







九六



九七



九八



九九



一〇〇



一〇一



一〇二



一〇四



一〇六



一〇七



一〇八



一〇九



一一〇



一一一



一一二



一一三



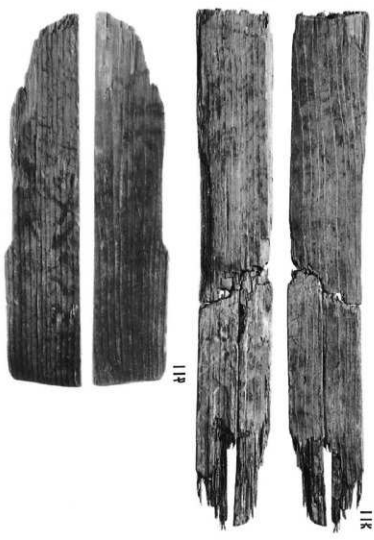
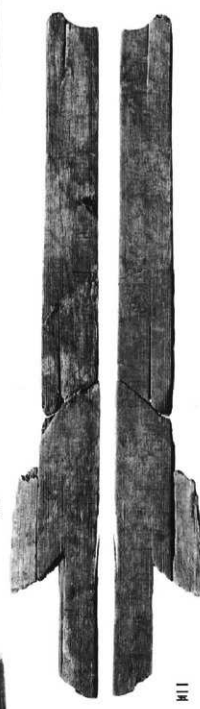
一一四



一一五



一一六



Wooden Tablets Excavated at the Yashiro Sites

The Yashiro sites are located at Amenomiya, Koshoku City, Nagano Prefecture. They are situated at latitude 36 degrees 33 minutes north and longitude 138 degrees 8 minutes east. The sites are distributed over a natural bank formed by the Chikuma River, which flows north of the sites.

The Nagano Prefectural Center for Archaeological Operations conducted rescue excavation before construction of the Jōshinetsu Expressway proceeded. The excavation began in April 1991, and was completed in December 1994. We found archaeological remains and features buried at depths from ten centimeters to eight meters underground. Between layers containing cultural remains there are layers of flood sand in which cultural remains are absent.

This report covers 126 wooden tablets (*mokkan*) recovered at a survey area directly under a cliff, an area we call "Sector 6". In ancient times the Chikuma River ran through this survey area, but the river was subsequently buried and had been reduced to a stream by the late seventh century. To the north rice paddies were opened. From about the middle of the seventh century, people began throwing wooden tablets, wooden implements, pottery and animal bones and antlers into the survey area. A cult distinguished by its use of wooden ritual objects also seems to have operated there.

Wooden tablets dating from the late seventh century to the mid-ninth century were found in layers. Typologically speaking they include documentary tablets (*monjo mokkan*), shipping tags (*tsukufuda*), tablets used for writing practice (*shūsho mokkan*), and tablets used for ritual purposes (*saishi mokkan*).

1. Wooden tablets dating from the late seventh to early eighth century were excavated from what are termed layers five (deepest) and four correspondent with the layers of adjacent rice paddies (*daigosuidentaiōsō*, *daiyonsuidentaiōsō*). But a tablet that has aroused significant interest is Mokkan #46, which was unearthed from the third layer and bears the date "Ichiūnen," (乙丑年) or 665. It is the oldest known wooden tablet that has been excavated outside the precincts of a royal palace, such as those at Fujiwara. Other early tablets include Mokkan #13, which bears the date "Bojutsunen," (戊戌年) or 698, and Mokkan #10, which witnesses existence of an official weaving operation and identifies male weavers, or *nunote*, (布手) by name.

2. Wooden tablets evidencing operation of the district-village (*gun-ri*) hierarchical system of provincial administration between 701 and 715 were mostly excavated from the fourth layer. Among them, the texts of two tablets include the character "fu" (符), denoting an official order as specified in the Law on Official Communications (*Kushiki-ryō*) of the *ritsuryō* codes. One was a provincial order (*koku fu*) (#15) addressed by officials at the provincial headquarters of Shinano to the chieftains of Sarashina (Minochi, Takai and Hanishina) District. Another is a district order (*gun fu*) addressed to the head (*richō*) of Amarube Village (*ri*) (#16).

3. Wooden tablets evidencing operation of the district-township-village (*gun-go-ri*) hierarchy of provincial administration between 715 and 740 were found mostly in the third layer. Besides the increase in shipping tags, two other types of tablets are conspicuous. Mokkan #60 suggests that there was a military unit in the area and Mokkan #114 is an order addressed collectively to the township (*go*) head of Yashiro and village heads from the district chief (*gunji*) of Hanishina District. Clearly, the placename "Yashiro" was in use in the first half of the eighth century. Scholars have also been intrigued by the fact that after use such tablets were carved into pieces with a knife to guard against repeated use.

Excavation of such early wooden tablets far from distant palace precincts in Yamato is unusual and of great significance. Analysis of these tablets is deepening our understanding of lifeway and provincial administration in ancient Nagano, once known as Shinano-no-kuni, or Shinano province. In 1998 a full report discussing features and artifacts from the Yashiro sites will be published. Therein more contextualized evaluation of texts of wooden tablets will proceed against the background of fuller archaeological research.

(Kyoko Mizusawa with Joan R. Piggott)

報告書抄録

ふりがな	ながのけんやしらいせきぐんしんしつどもつかん							
書名	長野県屋代遺跡群出土木簡							
副書名	上信越自動車道 埋蔵文化財発掘調査報告書							
巻次	23 更埴市内その2							
シリーズ名	長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書							
シリーズ番号	21							
編著者名	平川南、山口英男、鎌江宏之、福島正樹、傳田伊史、寺内隆夫、木沢敦子、鳥羽英継、宮島義和							
編集機関	長野県埋蔵文化財センター							
所在地	〒387 長野県更埴市屋代字清水260-6 長野県立歴史館内 TEL 026-274-3891							
発行年月日	西暦1996年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村 遺跡番号		北緯	東経	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
やしろいせきぐん 屋代遺跡群 ⑥区	ながのけんしらいせきぐん 長野県更埴市 南宮	20216	31	36° 33'	138° 8'	1994年4月 1日～1994年 12月28日	3000	道路 (上信越自動車道)建設に伴う事前調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺跡	主な遺物		特記事項		
屋代遺跡群 ⑥区	祭祀遺跡 生産遺跡 集落	古墳時代 ～平安時代	溝 竃敷遺構 専水施設 水田跡 竪穴住居 土坑	木簡 木製祭祀具 木製容器 木製農具、建築部材 網針、浮子、石製模造品 管玉、子持勾玉 骨角器、卜骨、獸骨 帯金具、鈴、刀子 土師器、須恵器 灰釉陶器、瓦		7世紀後半～8世紀前半を主体とした文書木簡や付札木簡などが層位的に出土 国符木簡 1点 郡符木簡 3点以上 軍団関係木簡 2点 など合計126点を報告		

(働) 長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 21

上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書 23

―更埴市内 その二―

長野県屋代遺跡群出土木簡

発行 平成八年三月三十一日

発行者 日本道路公団東京第一建設局

長野県教育委員会

(働) 長野県埋蔵文化財センター

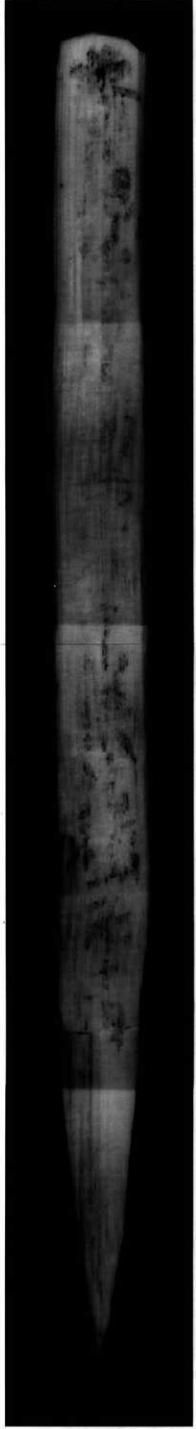
〒二八七 更埴市屋代字清水二六〇―六 長野県立歴史館内

☎〇二六―二七四―二八九一

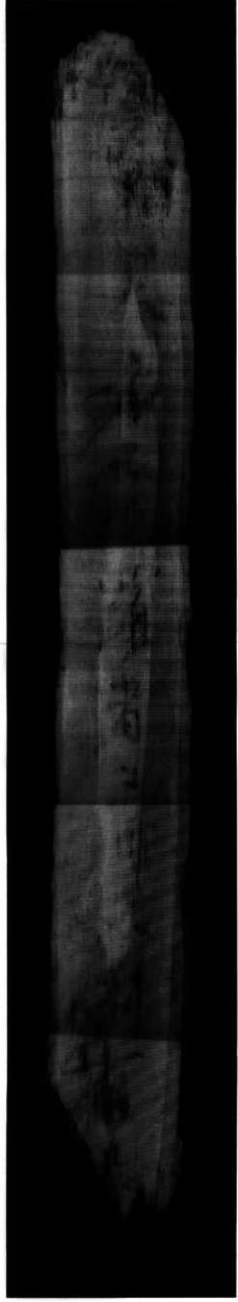
印刷 信毎書籍印刷株式会社

長野県屋代遺跡群出土木簡

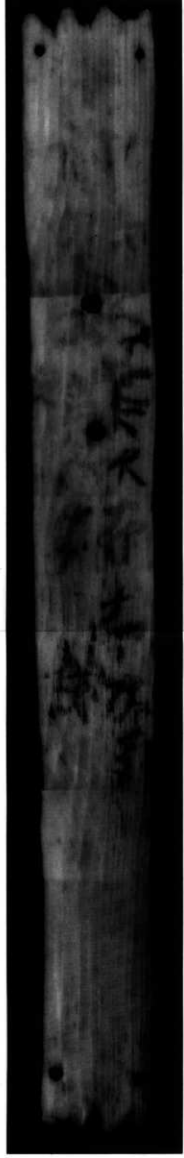
付図 1 ~ 付図 5



141



142



143



144



1



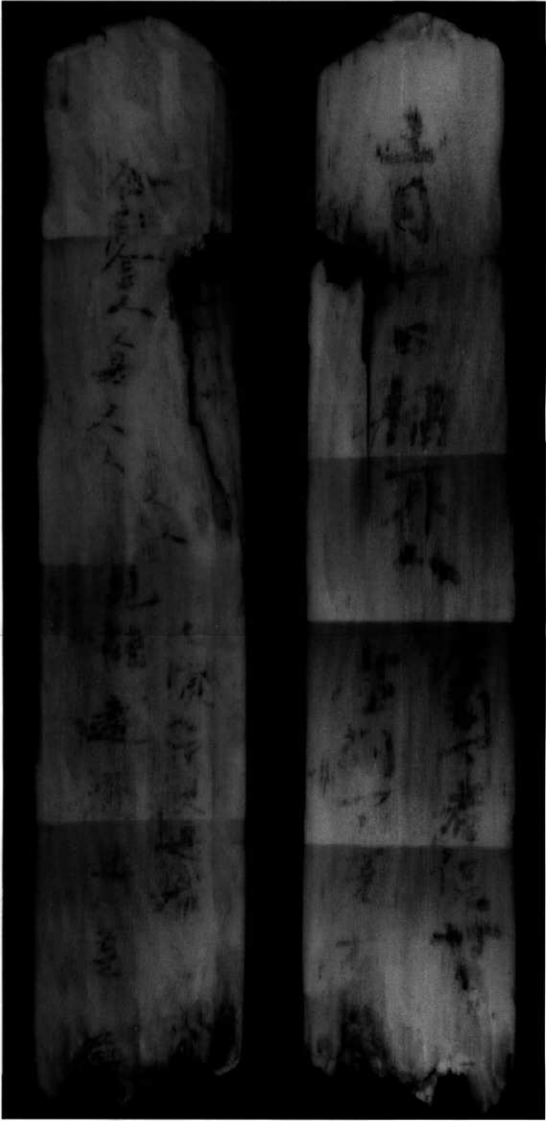
六二



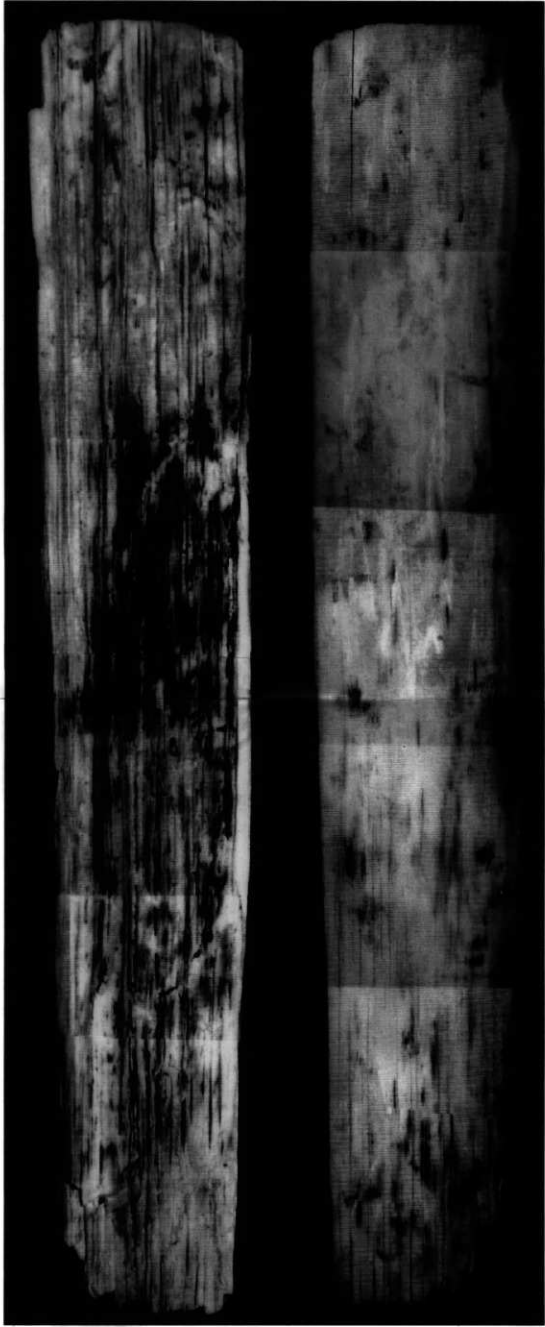
五九B



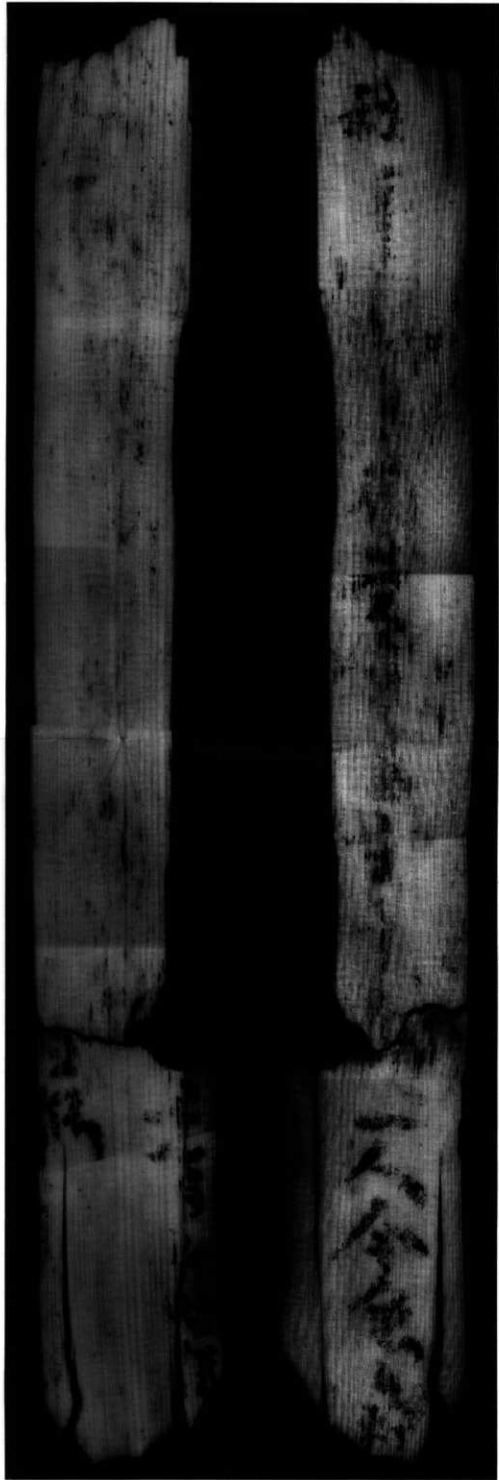
五九A



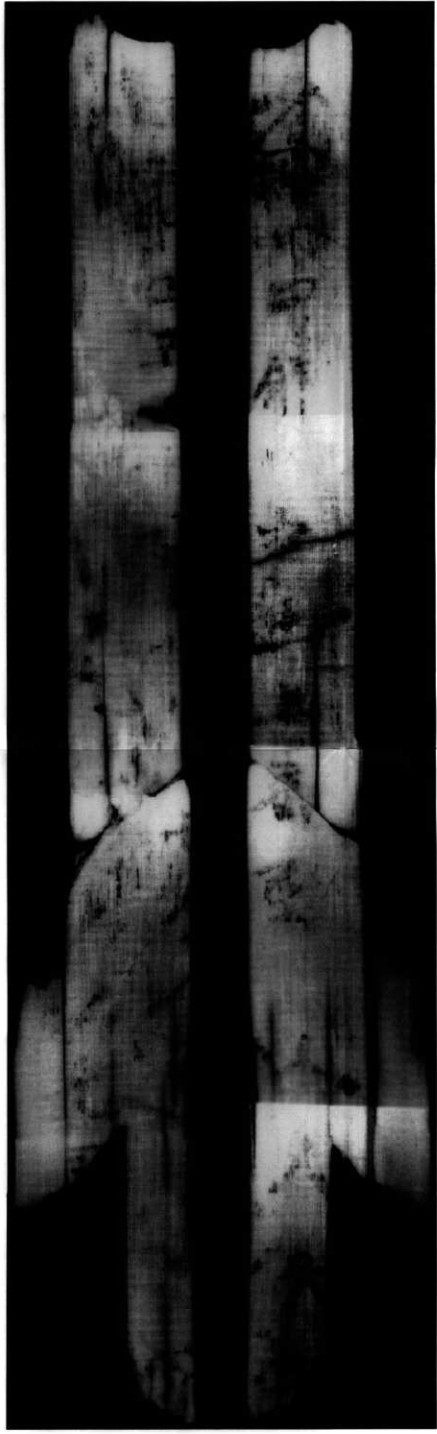
八七



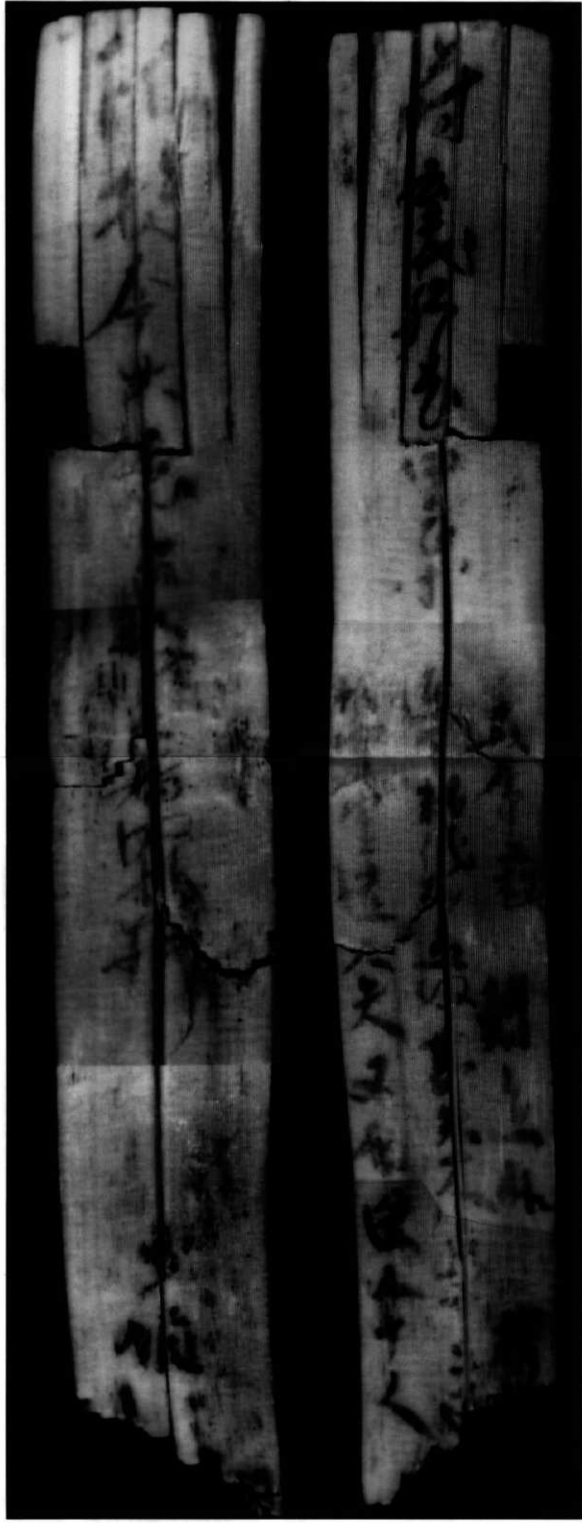
八一



七一



甲 11



乙 11



丙 11

